

NEXT FUNDS
ブルームバーグ米国投資適格社債
(1-10年)インデックス
(為替ヘッジあり)連動型上場投信
(愛称)NF・米国社債1-10年ヘッジ有ETF
追加型投信 海外 債券 ETF インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年11月26日)

この目論見書により行なうNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月25日に関東財務局長に提出しており、2025年11月26日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	20
4【手数料等及び税金】	24
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	33
1【申込（販売）手続等】	33
2【換金（解約）手続等】	34
3【資産管理等の概要】	36
4【受益者の権利等】	40
第3【ファンドの経理状況】	42
1【財務諸表】	45
2【ファンドの現況】	90
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	91
第三部【委託会社等の情報】	92
第1【委託会社等の概況】	92
1【委託会社等の概況】	92
2【事業の内容及び営業の概況】	94
3【委託会社等の経理状況】	95
4【利害関係人との取引制限】	133
5【その他】	133
約款	134

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信
（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「NF・米国社債 1-10 年ヘッジ有 ETF」とします。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は 1 口当たり、1,000 円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※に 100.10%以内（2025 年 11 月 25 日現在 100.10%）の率を乗じて得た価額（「販売基準価額」といいます。）とします。

※「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては 100 口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額*とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位

(7) 【申込期間】

2025 年 11 月 26 日から 2026 年 11 月 24 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、「ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）※」（「対象指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

※ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）とは、残存年数が 1 年から 10 年の米ドル建て投資適格社債市場のパフォーマンスをあらわすインデックス（為替ヘッジを行なう円ベースのインデックス）です。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

■信託金の限度額■

ファンドの信託金限度額は、1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

①受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は 10 口以上 10 口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

②追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

③一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

④収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債 (1-10 年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券		
		不動産投信	MRF	特殊型
	内 外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル			
	年 2 回	日本			
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州			
	年 12 回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (ブルームバーグ 米国投資適格社 債(1-10 年)イン デックス)
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 (債券 一般、その 他資産(投資信託証 券(債券 一般))		エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

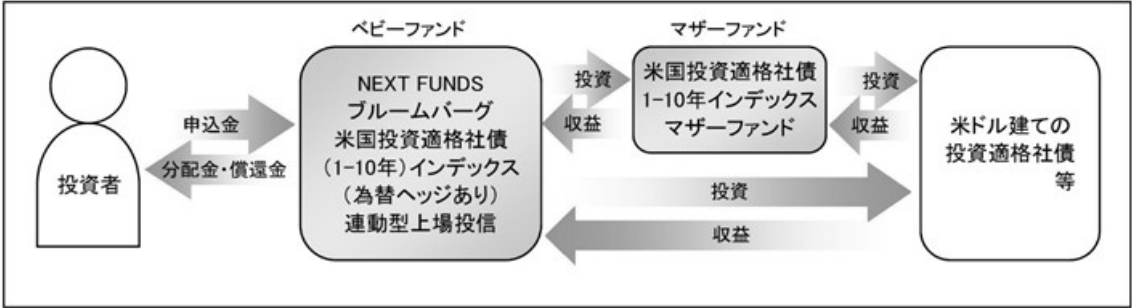
- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

マザーファンド (親投資信託)	米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況 (2025 年 10 月末現在) ■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17, 180 百万円
- ・ 会社の沿革
1959 年 12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5, 150, 693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、債券先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券（ETF）の組入れを行なうことができます。また、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ 指数の著作権等について ■

「Bloomberg[®]」およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックスは、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信への投資の推奨可能性について、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。野村アセットマネジメント株式会社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックスの使用許諾であり、これは、野村アセットマネジメント株式会社または NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信を考慮せずに、BISL が決定、構成、計算します。ブルームバーグはブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、野村アセットマネジメント株式会社または NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の管理、マーケティング、または取引に関して、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、野村アセットマネジメント株式会社、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者、もしくはその他の個人または法人がブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。なお、債券先物取引等のデリバティブ取引、外国為替予約取引および上場投資信託証券を利用することができます。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資

制限③、④、⑤および⑧」に定めるものに限り、)に係る権利

ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
5. 特定目的会社に係る特定社債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
6. 投資法人債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
7. 転換社債の転換および新株予約権 (転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。) の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国の者の発行する証券または証書で、第 4 号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 8 号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
13. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
14. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。)
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて第14号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第9号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであつて、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. クレジットデリバティブ取引
4. 金利先渡取引^{※1}
5. 為替先渡取引^{※2}

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る

外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

(米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。

② ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

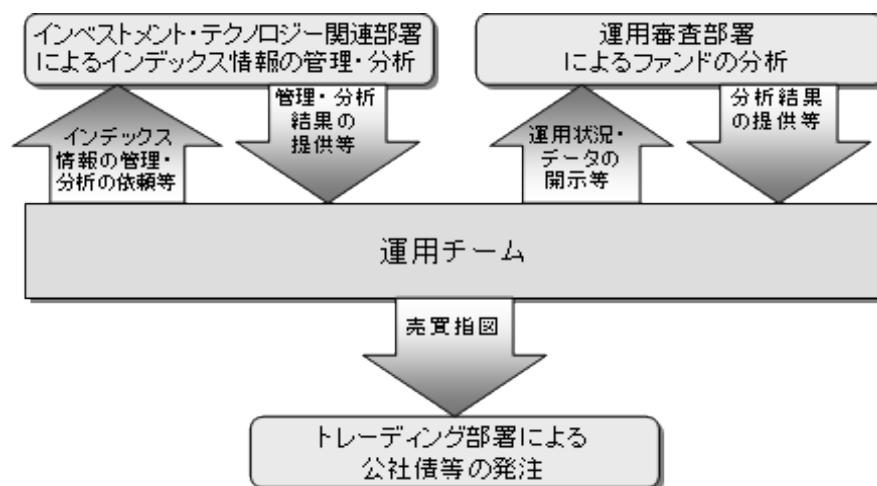
③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

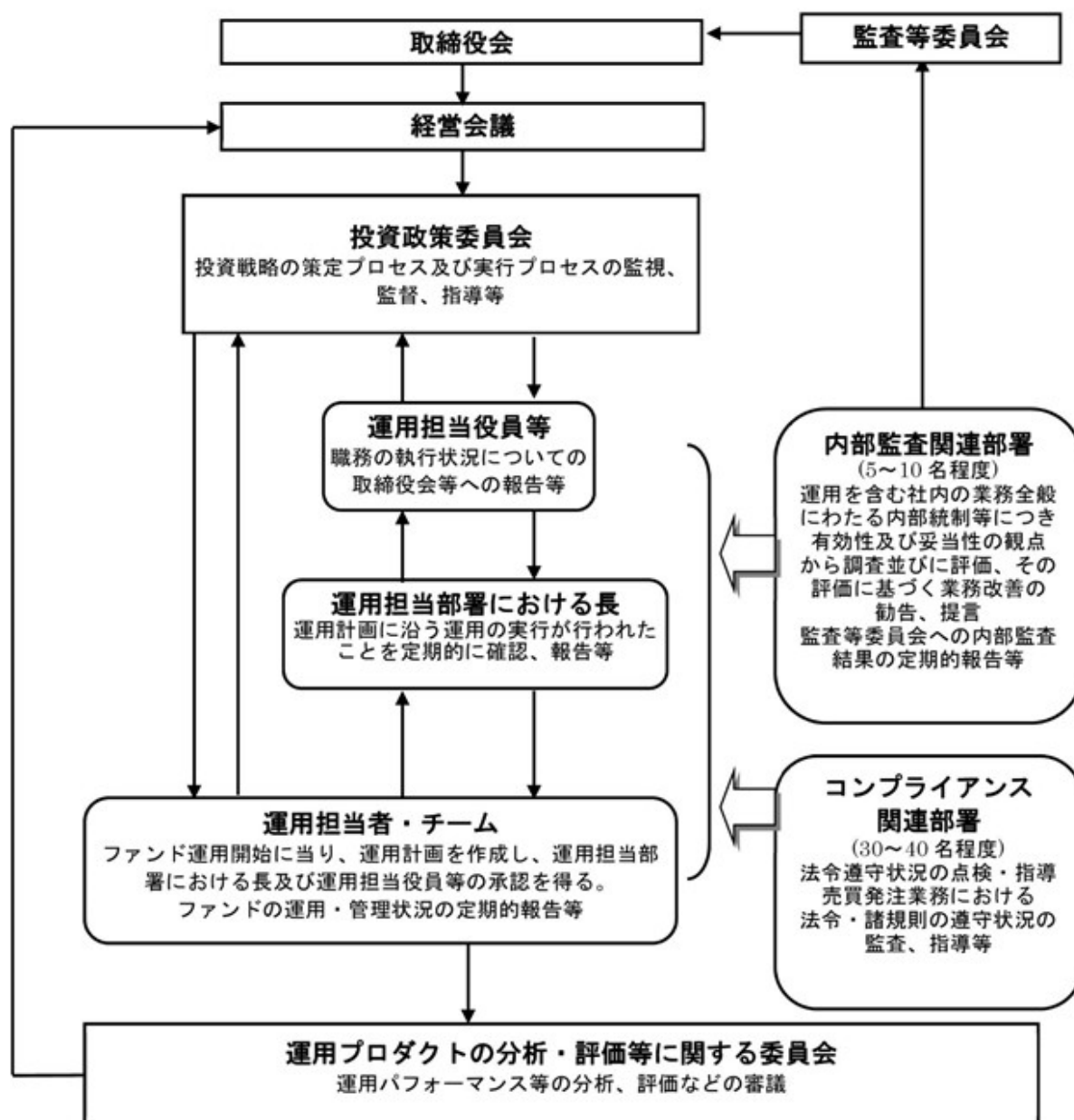
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①信託財産から生ずる配当等収益*から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

※「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。

②売買益が生じても、分配は行ないません。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 (信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

④スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤クレジットデリバティブ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること
- ②ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なる場合があります、また、同指数を対象とする先物取引を利用した場合においても、先物価格と同指数との間に乖離が生じること
- ⑥信託報酬等のコスト負担があること

※対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

※上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファ

ンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ◆ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

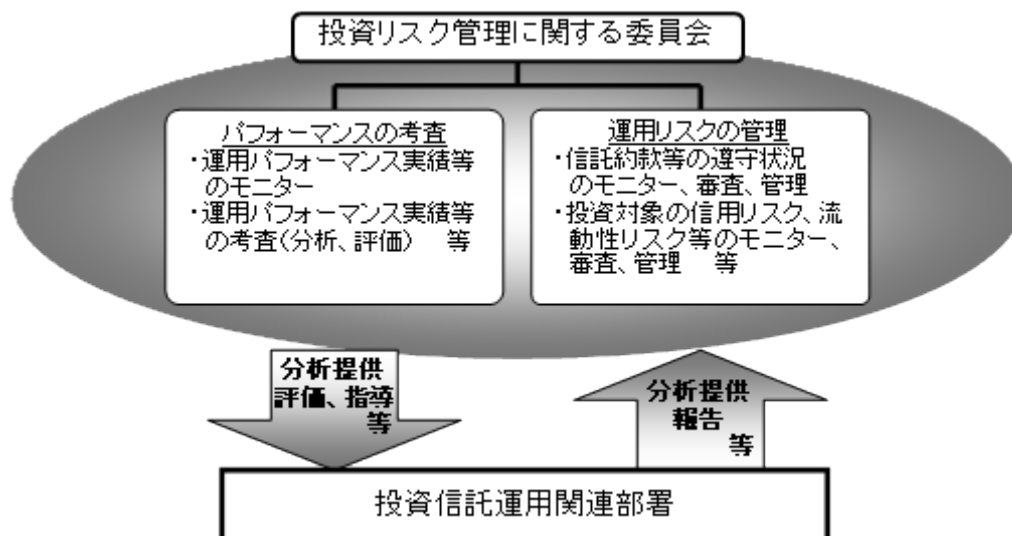
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

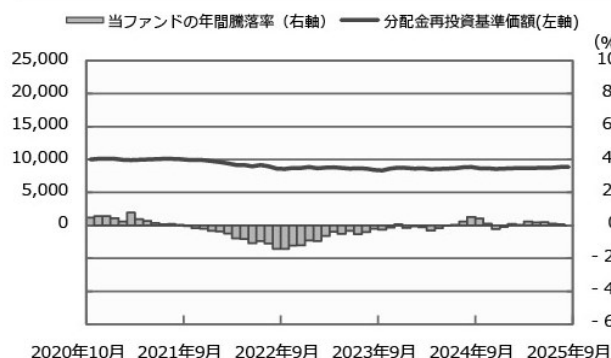
リスク管理体制図



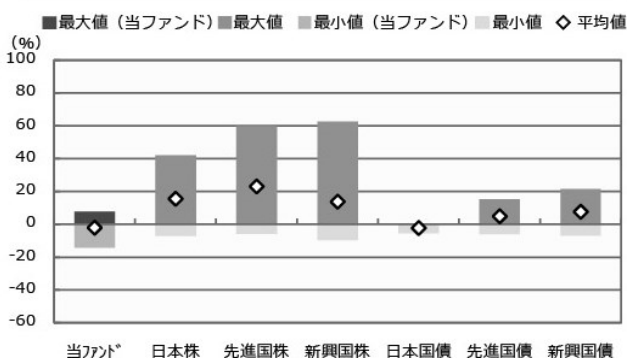
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2020年10月末～2025年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	7.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 14.3	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 2.0	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行います。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の翌営業日の基準価額に 100.10%以内（2025 年 11 月 25 日現在 100.10%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額※とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 0.297% (税抜年 0.27%) 以内で委託会社が定める率 (2025 年 11 月 25 日現在年 0.297% (税抜年 0.27%))（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その分配については以下の通り (税抜) とします。

＜委託会社＞	＜受託会社＞
年 0.25%	年 0.02%

※上記配分は、2025 年 11 月 25 日現在の信託報酬率における配分です。

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 44% (税抜 40%) 以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その分配については、委託会社は 80%、受託会社は 20% とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※上場投資信託証券に投資する場合は、信託報酬に加え、投資する上場投資信託証券に関連する費用がかかりますが、投資する上場投資信託証券とその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象指数に係る商標使用料 (2025 年 11 月 25 日現在)

ファンドの純資産総額に対し、年 0.02%以下の率を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用 (2025 年 11 月 25 日現在)

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825%（税抜 0.0075%）。

②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

⑤販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に 100.10%以内（2025 年 11 月 25 日現在 100.10%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に 0.10%以内（2025 年 11 月 25 日現在 0.10%）の率を乗じて得た額を 1 口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.10%以内（2025 年 11 月 25 日現在 0.10%）の率を乗じて得た額を 1 口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)*については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、ます。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

収益分配金の益金不算入の対象とはなりません。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 9 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

5【運用状況】

以下は 2025 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	17,354,117,080	101.37
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	△236,068,364	△1.37
合計（純資産総額）		17,118,048,716	100.00

(参考) 米国投資適格社債 1－10 年インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	18,153,521,052	98.18
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	334,911,544	1.81
合計（純資産総額）		18,488,432,596	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米国投資適格社債 1－10 年イン デックスマザーファンド	9,815,677,082	1.7548	17,224,550,143	1.7680	17,354,117,080	101.37

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.37
合 計	101.37

(参考) 米国投資適格社債 1－10 年インデックスマザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	300,000	15,246.88	45,740,667	15,972.86	47,918,585	5.872	2034/9/15	0.25
2	アメリカ	社債券	UBS AG STAMFORD CT	250,000	15,972.77	39,931,946	16,022.23	40,055,579	7.5	2028/2/15	0.21
3	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	300,000	12,563.21	37,689,649	13,284.73	39,854,214	2.383	2032/7/21	0.21
4	アメリカ	社債券	US BANCORP	250,000	15,106.07	37,765,184	15,885.11	39,712,795	5.85	2033/10/21	0.21
5	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	300,000	12,180.24	36,540,725	12,939.35	38,818,072	2.482	2036/9/21	0.20
6	アメリカ	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BK/NY	250,000	15,119.89	37,799,727	15,253.98	38,134,960	4.9	2028/6/13	0.20
7	アメリカ	社債券	CITIBANK NA	250,000	14,960.61	37,401,545	15,249.03	38,122,581	4.838	2029/8/6	0.20
8	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY PVT BANK	250,000	14,934.00	37,335,010	15,128.32	37,820,823	4.734	2031/7/18	0.20
9	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY BANK NA	250,000	14,951.57	37,378,929	15,033.79	37,584,476	4.952	2028/1/14	0.20
10	アメリカ	社債券	CITIBANK NA	250,000	14,959.71	37,399,296	15,001.50	37,503,758	4.876	2027/11/19	0.20
11	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	250,000	14,839.71	37,099,282	14,955.32	37,388,309	4.45	2027/9/29	0.20
12	アメリカ	社債券	BARCLAYS PLC	200,000	16,294.92	32,589,859	17,100.44	34,200,889	7.437	2033/11/2	0.18
13	アメリカ	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	200,000	15,963.52	31,927,042	17,000.83	34,001,664	7.399	2034/11/13	0.18
14	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	250,000	12,819.25	32,048,132	13,509.99	33,774,987	2.615	2032/4/22	0.18
15	アメリカ	社債券	BARCLAYS PLC	200,000	15,559.62	31,119,249	16,697.54	33,395,094	7.119	2034/6/27	0.18
16	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	200,000	16,075.33	32,150,675	16,667.76	33,335,530	6.627	2034/11/1	0.18
17	アメリカ	社債券	BANCO SANTANDER SA	200,000	15,540.56	31,081,139	16,580.87	33,161,743	6.921	2033/8/8	0.17
18	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & COMPANY	200,000	15,870.27	31,740,540	16,542.66	33,085,320	6.491	2034/10/23	0.17
19	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	200,000	15,798.80	31,597,606	16,385.62	32,771,252	6.342	2033/10/18	0.17
20	アメリカ	社債券	AT&T INC	250,000	12,598.67	31,496,689	13,049.36	32,623,414	2.25	2032/2/1	0.17
21	アメリカ	社債券	ENERGY TRANSFER LP	200,000	15,563.88	31,127,775	16,303.63	32,607,269	6.55	2033/12/1	0.17
22	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	200,000	15,605.50	31,211,010	16,260.22	32,520,444	6.27	2033/11/17	0.17
23	アメリカ	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	200,000	15,436.69	30,873,397	16,238.15	32,476,311	6.254	2034/3/9	0.17
24	アメリカ	社債券	ING GROEP NV	200,000	15,319.48	30,638,971	16,113.82	32,227,649	6.114	2034/9/11	0.17
25	アメリカ	社債券	ONEOK INC	200,000	15,576.42	31,152,848	15,993.50	31,987,014	6.35	2031/1/15	0.17
26	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000	15,152.54	30,305,098	15,941.56	31,883,131	7.35	2030/3/6	0.17
27	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000	15,063.75	30,127,515	15,931.65	31,863,301	7.2	2030/6/10	0.17
28	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	200,000	15,016.29	30,032,592	15,881.24	31,762,494	5.851	2035/4/25	0.17
29	アメリカ	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	200,000	15,725.19	31,450,394	15,815.82	31,631,658	7.39	2028/11/3	0.17
30	アメリカ	社債券	BARCLAYS PLC	200,000	15,700.51	31,401,031	15,799.87	31,599,744	7.385	2028/11/2	0.17

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	98.18
合 計	98.18

②【投資不動産物件】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）米国投資適格社債１－１０年インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）米国投資適格社債１－１０年インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1特定期間	(2020年3月7日)	183	184	1,019.5800	1,026.1800	1,024
第2特定期間	(2020年9月7日)	317	319	1,023.0800	1,030.6800	1,025
第3特定期間	(2021年3月7日)	1,651	1,658	1,007.2100	1,011.3100	1,006
第4特定期間	(2021年9月7日)	5,453	5,484	1,009.9000	1,015.6000	1,012
第5特定期間	(2022年3月7日)	10,048	10,105	955.1900	960.5900	957.5
第6特定期間	(2022年9月7日)	14,491	14,589	866.1800	872.0800	868.5
第7特定期間	(2023年3月7日)	13,028	13,124	833.0500	839.1500	835.6
第8特定期間	(2023年9月7日)	14,582	14,696	807.8900	814.1900	811.2
第9特定期間	(2024年3月7日)	15,316	15,441	808.2500	814.8500	808.8
第10特定期間	(2024年9月7日)	16,232	16,368	810.8000	817.6000	810.5
第11特定期間	(2025年3月7日)	16,961	17,117	782.3600	789.5600	784.1
第12特定期間	(2025年9月7日)	17,112	17,278	783.9000	791.5000	785
	2024年9月末日	15,854	—	813.8600	—	813.8
	10月末日	16,759	—	795.4100	—	795
	11月末日	16,841	—	796.3000	—	796.5

12 月末日	16,992	—	780.1700	—	779.4
2025 年 1 月末日	17,237	—	783.8800	—	785.6
2 月末日	17,526	—	789.8500	—	790.1
3 月末日	16,863	—	782.9000	—	784
4 月末日	16,897	—	785.2000	—	783.4
5 月末日	16,850	—	783.0300	—	783.6
6 月末日	16,846	—	782.8200	—	784.1
7 月末日	16,879	—	782.5700	—	783.3
8 月末日	17,247	—	790.0900	—	792
9 月末日	17,118	—	784.1500	—	785

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②【分配の推移】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	１口当たりの分配金
第１特定期間	2019 年 6 月 26 日～2020 年 3 月 7 日	17.3000 円
第２特定期間	2020 年 3 月 8 日～2020 年 9 月 7 日	13.9000 円
第３特定期間	2020 年 9 月 8 日～2021 年 3 月 7 日	8.4000 円
第４特定期間	2021 年 3 月 8 日～2021 年 9 月 7 日	11.3000 円
第５特定期間	2021 年 9 月 8 日～2022 年 3 月 7 日	11.3000 円
第６特定期間	2022 年 3 月 8 日～2022 年 9 月 7 日	11.5000 円
第７特定期間	2022 年 9 月 8 日～2023 年 3 月 7 日	12.6000 円
第８特定期間	2023 年 3 月 8 日～2023 年 9 月 7 日	12.8000 円
第９特定期間	2023 年 9 月 8 日～2024 年 3 月 7 日	13.0000 円
第１０特定期間	2024 年 3 月 8 日～2024 年 9 月 7 日	13.6000 円
第１１特定期間	2024 年 9 月 8 日～2025 年 3 月 7 日	14.1000 円
第１２特定期間	2025 年 3 月 8 日～2025 年 9 月 7 日	14.8000 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	収益率
第１特定期間	2019 年 6 月 26 日～2020 年 3 月 7 日	3.7%
第２特定期間	2020 年 3 月 8 日～2020 年 9 月 7 日	1.7%
第３特定期間	2020 年 9 月 8 日～2021 年 3 月 7 日	△0.7%
第４特定期間	2021 年 3 月 8 日～2021 年 9 月 7 日	1.4%

第5特定期間	2021年9月8日～2022年3月7日	△4.3%
第6特定期間	2022年3月8日～2022年9月7日	△8.1%
第7特定期間	2022年9月8日～2023年3月7日	△2.4%
第8特定期間	2023年3月8日～2023年9月7日	△1.5%
第9特定期間	2023年9月8日～2024年3月7日	1.7%
第10特定期間	2024年3月8日～2024年9月7日	2.0%
第11特定期間	2024年9月8日～2025年3月7日	△1.8%
第12特定期間	2025年3月8日～2025年9月7日	2.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

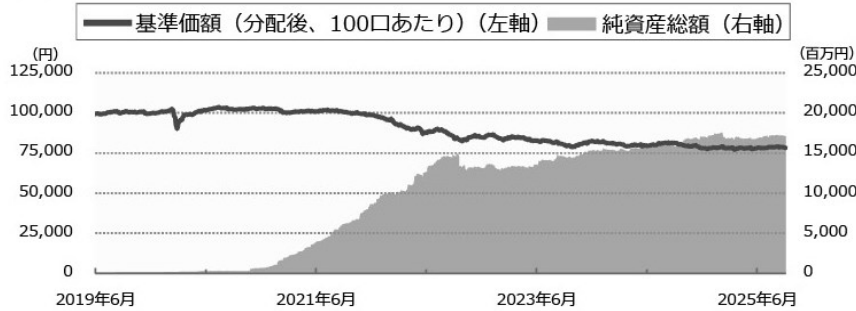
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2019年6月26日～2020年3月7日	180,000	—	180,000
第2特定期間	2020年3月8日～2020年9月7日	130,000	—	310,000
第3特定期間	2020年9月8日～2021年3月7日	1,340,000	10,000	1,640,000
第4特定期間	2021年3月8日～2021年9月7日	3,850,000	90,000	5,400,000
第5特定期間	2021年9月8日～2022年3月7日	5,120,000	—	10,520,000
第6特定期間	2022年3月8日～2022年9月7日	6,390,000	180,000	16,730,000
第7特定期間	2022年9月8日～2023年3月7日	1,690,000	2,780,000	15,640,000
第8特定期間	2023年3月8日～2023年9月7日	2,410,000	—	18,050,000
第9特定期間	2023年9月8日～2024年3月7日	1,000,000	100,000	18,950,000
第10特定期間	2024年3月8日～2024年9月7日	1,300,000	230,000	20,020,000
第11特定期間	2024年9月8日～2025年3月7日	2,810,000	1,150,000	21,680,000
第12特定期間	2025年3月8日～2025年9月7日	910,000	760,000	21,830,000

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



分配の推移

(100口あたり、課税前)

2025年9月	760 円
2025年6月	720 円
2025年3月	720 円
2024年12月	690 円
2024年9月	680 円
設定来累計	15,460 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	BANK OF AMERICA CORP	社債券	0.3
2	UBS AG STAMFORD CT	社債券	0.2
3	GOLDMAN SACHS GROUP INC	社債券	0.2
4	US BANCORP	社債券	0.2
5	BANK OF AMERICA CORP	社債券	0.2
6	NATIONAL AUSTRALIA BK/NY	社債券	0.2
7	CITIBANK NA	社債券	0.2
8	MORGAN STANLEY PVT BANK	社債券	0.2
9	MORGAN STANLEY BANK NA	社債券	0.2
10	CITIBANK NA	社債券	0.2

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年から2018年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2019年は設定日（2019年6月26日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

取得申込みの受付については、原則、取得申込日の午後4時までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第3号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日当日が、第42条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
3. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4) 販売単位

1万口以上1万口単位とします。

(5) 販売価額

販売基準価額とします。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、金

融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(7) 取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関*（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

(8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

(2) 解約請求の締切時間

原則、一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後4時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第4号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

1. 解約申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 解約申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）
3. （削除）
4. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。

(4) 換金単位

1 万口以上 1 万口単位とします。

(5) 換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(10) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(11) 受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3 営

業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

(12) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

<追加信託金>

(i) 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.10%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(ii) 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

<受益権と一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2019 年 6 月 26 日設定)。

(4) 【計算期間】

毎年 3 月 8 日から 6 月 7 日まで、6 月 8 日から 9 月 7 日まで、9 月 8 日から 12 月 7 日まで、および 12 月 8 日から翌年 3 月 7 日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

(i) 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して 100 万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(i)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受

益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了(i)」または「(c) 信託約款の変更等(ii)」に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii) 上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、

(iii) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託

財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(q) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

■ 収益分配金の支払い ■

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

(i) 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

(ii) 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記(i)の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出した内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

(iii) 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約※を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b) 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■収益分配金請求権の失効■

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い■

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記①の会員等から支払います。

受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、販売会社または委託者に償還金および一部解約金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年3月8日から2025年9月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の2025年3月8日から2025年9月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の2025年9月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（１－１０年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025 年 3 月 7 日現在)	当期 (2025 年 9 月 7 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,478,316	199,772,795
親投資信託受益証券	16,684,309,101	17,224,550,143
派生商品評価勘定	261,862,874	-
未収入金	170,465,959	-
未収利息	207	8,037
流動資産合計	17,132,116,457	17,424,330,975
資産合計	17,132,116,457	17,424,330,975
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	131,205,904
未払収益分配金	156,096,000	165,908,000
未払受託者報酬	929,706	942,901
未払委託者報酬	11,621,315	11,786,185
その他未払費用	1,809,014	1,845,696
流動負債合計	170,456,035	311,688,686
負債合計	170,456,035	311,688,686
純資産の部		
元本等		
元本	21,680,000,000	21,830,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,718,339,578	△4,717,357,711
（分配準備積立金）	824,838	1,015,487
元本等合計	16,961,660,422	17,112,642,289
純資産合計	16,961,660,422	17,112,642,289
負債純資産合計	17,132,116,457	17,424,330,975

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日	当期 自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日
営業収益		
受取利息	78,144	174,615
有価証券売買等損益	704,995,788	794,741,042
為替差損益	△957,099,998	△412,443,678

営業収益合計	△252, 026, 066	382, 471, 979
営業費用		
受託者報酬	1, 828, 242	1, 877, 385
委託者報酬	22, 852, 980	23, 467, 229
その他費用	2, 748, 256	2, 559, 498
営業費用合計	27, 429, 478	27, 904, 112
営業利益又は営業損失（△）	△279, 455, 544	354, 567, 867
経常利益又は経常損失（△）	△279, 455, 544	354, 567, 867
当期純利益又は当期純損失（△）	△279, 455, 544	354, 567, 867
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3, 787, 864, 534	△4, 718, 339, 578
剰余金増加額又は欠損金減少額	226, 551, 100	166, 306, 600
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	226, 551, 100	166, 306, 600
剰余金減少額又は欠損金増加額	575, 125, 600	199, 040, 600
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	575, 125, 600	199, 040, 600
分配金	302, 445, 000	320, 852, 000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4, 718, 339, 578	△4, 717, 357, 711

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2025 年 3 月 8 日から 2025 年 9 月 7 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2025 年 3 月 7 日現在	当期 2025 年 9 月 7 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 21, 680, 000 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 21, 830, 000 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 4, 718, 339, 578 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 4, 717, 357, 711 円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 782. 36 円 (100 口当たり純資産額) (78, 236 円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 783. 90 円 (100 口当たり純資産額) (78, 390 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日			当期 自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日		
1. 分配金の計算過程 2024 年 9 月 8 日から 2024 年 12 月 7 日まで			1. 分配金の計算過程 2025 年 3 月 8 日から 2025 年 6 月 7 日まで		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	34,580 円	当期配当等収益額	A	70,673 円
親ファンドの配当等収益額	B	159,100,614 円	親ファンドの配当等収益額	B	169,950,236 円
分配準備積立金	C	1,729,922 円	分配準備積立金	C	824,838 円
配当等収益合計額	D=A+B+C	160,865,116 円	配当等収益合計額	D=A+B+C	170,845,747 円
経費	E	13,323,539 円	経費	E	13,850,284 円
収益分配可能額	F=D-E	147,541,577 円	収益分配可能額	F=D-E	156,995,463 円
収益分配金	G	146,349,000 円	収益分配金	G	154,944,000 円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	1,192,577 円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	2,051,463 円
口数	I	21,210,000 口	口数	I	21,520,000 口
100 口当たり分配金	J=G/I×100	690 円	100 口当たり分配金	J=G/I×100	720 円
2024 年 12 月 8 日から 2025 年 3 月 7 日まで			2025 年 6 月 8 日から 2025 年 9 月 7 日まで		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	43,564 円	当期配当等収益額	A	103,942 円
親ファンドの配当等収益額	B	169,790,636 円	親ファンドの配当等収益額	B	178,821,910 円
分配準備積立金	C	1,192,577 円	分配準備積立金	C	2,051,463 円
配当等収益合計額	D=A+B+C	171,026,777 円	配当等収益合計額	D=A+B+C	180,977,315 円
経費	E	14,105,939 円	経費	E	14,053,828 円
収益分配可能額	F=D-E	156,920,838 円	収益分配可能額	F=D-E	166,923,487 円
収益分配金	G	156,096,000 円	収益分配金	G	165,908,000 円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	824,838 円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	1,015,487 円
口数	I	21,680,000 口	口数	I	21,830,000 口
100 口当たり分配金	J=G/I×100	720 円	100 口当たり分配金	J=G/I×100	760 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日	当期 自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2025 年 3 月 7 日現在	当期 2025 年 9 月 7 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日	当期 自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日	当期 自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日
期首元本額 20,020,000,000 円	期首元本額 21,680,000,000 円
期中追加設定元本額 2,810,000,000 円	期中追加設定元本額 910,000,000 円
期中一部解約元本額 1,150,000,000 円	期中一部解約元本額 760,000,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日	当期 自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△88,492,463	986,157,602
合計	△88,492,463	986,157,602

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2025 年 3 月 7 日現在)			当期(2025 年 9 月 7 日現在)		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
	うち1年超			うち1年超		

市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	17,047,421,423	—	16,785,558,549	261,862,874	17,112,696,596	—	17,243,902,500	△131,205,904
米ドル	17,047,421,423	—	16,785,558,549	261,862,874	17,112,696,596	—	17,243,902,500	△131,205,904
合計	17,047,421,423	—	16,785,558,549	261,862,874	17,112,696,596	—	17,243,902,500	△131,205,904

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年9月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年9月7日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	米国投資適格社債１－１０年インデックスマザーファンド	9,815,677,082	17,224,550,143	
	小計	銘柄数：1	9,815,677,082	17,224,550,143	
		組入時価比率：100.7%			100.0%
合計				17,224,550,143	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは「米国投資適格社債1－10年インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

米国投資適格社債1－10年インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 9 月 7 日現在)

資産の部

流動資産

預金	134,224,806
コール・ローン	5,144,683
社債券	18,070,955,333
未収利息	183,292,904
前払費用	18,546,794
流動資産合計	18,412,164,520
資産合計	18,412,164,520

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	12,590
未払金	52,823,254
流動負債合計	52,835,844
負債合計	52,835,844

純資産の部

元本等

元本	10,462,118,949
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,897,209,727
元本等合計	18,359,328,676
純資産合計	18,359,328,676
負債純資産合計	18,412,164,520

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 9 月 7 日現在
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	1,7548円
(10,000口当たり純資産額)	(17,548円)

(金融商品に関する注記)	
(1)金融商品の状況に関する事項	
自 2025 年 3 月 8 日 至 2025 年 9 月 7 日	
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項	
2025 年 9 月 7 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)	
元本の移動及び期末元本額の内訳	
2025 年 9 月 7 日現在	
期首	2025 年 3 月 8 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	10,630,233,967円
同期中における追加設定元本額	1,021,164,241円
同期中における一部解約元本額	1,189,279,259円
期末元本額	10,462,118,949円
期末元本額の内訳＊	
NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1－10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	9,815,677,082円
米国投資適格社債1－10年インデックス・為替ヘッジ型F（適格機関投資家専用）	646,441,867円
＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額	

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 7 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 9 月 7 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	3M COMPANY	50,000.00	48,891.98	
		3M COMPANY	100,000.00	102,134.52	
		ABBOTT LABORATORIES	100,000.00	99,911.34	
		ABBVIE INC	200,000.00	197,595.56	
		ABBVIE INC	100,000.00	102,585.65	
		ABBVIE INC	100,000.00	96,676.20	
		ABBVIE INC	200,000.00	205,128.80	
		ABBVIE INC	100,000.00	103,078.77	
		ACCENTURE CAPITAL INC	100,000.00	100,008.15	
		ADOBE INC	100,000.00	103,122.49	
		ADOBE INC	100,000.00	93,276.57	
		ADVANCED MICRO DEVICES	50,000.00	50,557.35	
		AEP TEXAS INC	50,000.00	51,117.87	
		AEP TRANSMISSION CO LLC	50,000.00	51,055.16	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	150,000.00	147,051.70	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	150,000.00	144,594.58	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	150,000.00	137,819.37	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	150,000.00	148,604.43	
		AES CORP/THE	50,000.00	51,674.15	
		AFFILIATED MANAGERS GROU	50,000.00	50,995.25	
		AFLAC INC	50,000.00	49,095.40	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	50,000.00	45,448.16	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	50,000.00	44,995.83	
		AGREE LP	50,000.00	46,734.88	
		AIR LEASE CORP	100,000.00	97,274.26	
		AIR LEASE CORP	100,000.00	89,603.91	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	100,000.00	91,449.94	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	50,000.00	51,410.22	
		ALABAMA POWER CO	50,000.00	43,966.67	
		ALABAMA POWER CO	50,000.00	46,051.42	
		ALBEMARLE CORP	50,000.00	48,970.59	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E	100,000.00	94,185.68	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E	100,000.00	81,662.99	

		ALIBABA GROUP HOLDING	200,000.00	180,433.82	
		ALLEGION US HOLDING CO	50,000.00	52,130.43	
		ALLSTATE CORP	100,000.00	86,350.87	
		ALLY FINANCIAL INC	100,000.00	105,948.66	
		ALLY FINANCIAL INC	100,000.00	106,315.03	
		ALLY FINANCIAL INC	50,000.00	51,610.08	
		ALPHABET INC	100,000.00	100,906.02	
		ALPHABET INC	70,000.00	61,390.52	
		ALTRIA GROUP INC	100,000.00	101,732.90	
		ALTRIA GROUP INC	100,000.00	96,167.76	
		AMAZON.COM INC	100,000.00	99,305.01	
		AMAZON.COM INC	200,000.00	197,731.34	
		AMAZON.COM INC	100,000.00	89,631.13	
		AMAZON.COM INC	100,000.00	90,081.69	
		AMAZON.COM INC	150,000.00	145,169.59	
		AMCOR FLEXIBLES NORTH AM	50,000.00	51,182.27	
		AMCOR GROUP FINANCE	100,000.00	103,719.65	
		AMEREN CORP	100,000.00	94,397.38	
		AMEREN ILLINOIS CO	50,000.00	47,948.97	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV	100,000.00	109,404.54	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	50,000.00	51,643.86	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	100,000.00	91,832.52	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	50,000.00	48,555.28	
		AMERICAN EXPRESS CO	150,000.00	151,988.47	
		AMERICAN EXPRESS CO	100,000.00	103,247.84	
		AMERICAN EXPRESS CO	100,000.00	104,718.34	
		AMERICAN EXPRESS CO	150,000.00	154,533.18	
		AMERICAN EXPRESS CO	100,000.00	109,885.88	
		AMERICAN EXPRESS CO	50,000.00	53,073.00	
		AMERICAN EXPRESS CO	100,000.00	102,716.12	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	50,000.00	44,366.81	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	50,000.00	46,808.24	
		AMERICAN HONDA FINANCE	100,000.00	101,349.18	
		AMERICAN HONDA FINANCE	100,000.00	104,426.57	
		AMERICAN HONDA FINANCE	100,000.00	94,079.49	
		AMERICAN HONDA FINANCE	100,000.00	102,473.40	

		AMERICAN HONDA FINANCE	50,000.00	51,058.65	
		AMERICAN HONDA FINANCE	50,000.00	43,733.13	
		AMERICAN HONDA FINANCE	100,000.00	102,816.42	
		AMERICAN INTERNATIONAL	100,000.00	102,473.32	
		AMERICAN NATIONAL GROUP	50,000.00	50,439.51	
		AMERICAN TOWER CORP	50,000.00	49,071.66	
		AMERICAN TOWER CORP	150,000.00	148,908.43	
		AMERICAN TOWER CORP	50,000.00	51,605.25	
		AMERICAN TOWER CORP	100,000.00	88,413.03	
		AMERICAN TOWER CORP	100,000.00	104,453.58	
		AMERICAN TOWER CORP	100,000.00	103,556.95	
		AMERICAN WATER CAPITAL C	150,000.00	134,567.94	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	100,000.00	100,448.87	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	100,000.00	91,769.92	
		AMGEN INC	150,000.00	153,755.43	
		AMGEN INC	50,000.00	49,897.52	
		AMGEN INC	100,000.00	103,999.68	
		AMGEN INC	100,000.00	90,212.91	
		AMGEN INC	100,000.00	86,433.78	
		AMGEN INC	100,000.00	103,317.76	
		AMPHENOL CORP	50,000.00	51,707.74	
		AMPHENOL CORP	50,000.00	44,471.86	
		AMPHENOL CORP	50,000.00	51,992.42	
		AMRIZE FINANCE US LLC	100,000.00	102,409.78	
		ANALOG DEVICES INC	20,000.00	19,899.35	
		ANALOG DEVICES INC	50,000.00	50,850.05	
		ANALOG DEVICES INC	50,000.00	44,355.68	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR	200,000.00	195,117.20	
		ANTHEM INC	50,000.00	45,441.11	
		AON NORTH AMERICA INC	150,000.00	154,728.34	
		AON NORTH AMERICA INC	100,000.00	103,827.56	
		APOLLO DEBT SOLUTIONS BD	50,000.00	52,642.57	
		APOLLO DEBT SOLUTIONS BD	50,000.00	52,304.77	
		APPALACHIAN POWER CO	60,000.00	59,185.86	
		APPALACHIAN POWER CO	50,000.00	45,732.66	
		APPALACHIAN POWER CO	50,000.00	52,168.07	

		APPLE INC	200,000.00	196,476.58	
		APPLE INC	100,000.00	98,547.08	
		APPLE INC	100,000.00	94,285.98	
		APPLE INC	100,000.00	93,798.46	
		APPLE INC	100,000.00	93,820.50	
		APPLE INC	100,000.00	90,494.34	
		APPLE INC	100,000.00	88,650.44	
		APPLE INC	100,000.00	102,220.77	
		APPLIED MATERIALS INC	20,000.00	19,849.68	
		APPLIED MATERIALS INC	50,000.00	51,440.20	
		APPROVIN CORP	50,000.00	51,624.13	
		APTIV SWISS HOLDINGS LTD	50,000.00	45,643.88	
		ARCELORMITTAL SA	100,000.00	104,374.05	
		ARCH CAPITAL FINANCE LLC	50,000.00	49,908.67	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND C	100,000.00	96,501.65	
		ARES CAPITAL CORP	100,000.00	103,097.64	
		ARES CAPITAL CORP	100,000.00	103,627.79	
		ARES STRATEGIC INCOME FU	100,000.00	103,724.28	
		ARIZONA PUBLIC SERVICE	50,000.00	54,758.51	
		ARROW ELECTRONICS INC	50,000.00	51,235.16	
		ARTHUR J GALLAGHER & CO	50,000.00	51,176.13	
		ARTHUR J GALLAGHER & CO	50,000.00	51,103.36	
		ARTHUR J GALLAGHER & CO	50,000.00	55,292.15	
		ASCENSION HEALTH	50,000.00	47,145.21	
		ASSURANT INC	50,000.00	48,571.14	
		ASTRAZENECA FINANCE LLC	100,000.00	102,433.54	
		ASTRAZENECA FINANCE LLC	100,000.00	94,755.39	
		ASTRAZENECA PLC	100,000.00	88,057.18	
		AT&T INC	160,000.00	155,226.16	
		AT&T INC	100,000.00	100,349.93	
		AT&T INC	100,000.00	101,798.58	
		AT&T INC	100,000.00	91,823.67	
		AT&T INC	250,000.00	218,270.02	
		AT&T INC	100,000.00	103,725.56	
		ATHENE HOLDING LTD	50,000.00	49,958.48	
		ATHENE HOLDING LTD	40,000.00	38,074.72	

		ATHENE HOLDING LTD	50,000.00	50,732.40	
		ATLANTIC CITY ELECTRIC	100,000.00	90,177.02	
		ATMOS ENERGY CORP	50,000.00	54,109.93	
		AUTODESK INC	50,000.00	44,259.74	
		AUTOMATIC DATA PROCESSNG	50,000.00	43,826.04	
		AUTOMATIC DATA PROCESSNG	50,000.00	49,570.04	
		AUTONATION INC	50,000.00	50,319.45	
		AUTONATION INC	50,000.00	46,727.01	
		AUTOZONE INC	100,000.00	98,616.31	
		AUTOZONE INC	100,000.00	111,576.63	
		AVALONBAY COMMUNITIES	90,000.00	88,441.22	
		AVALONBAY COMMUNITIES	50,000.00	51,860.86	
		AVERY DENNISON CORP	50,000.00	46,658.09	
		AVNET INC	50,000.00	50,648.60	
		AXA EQUITABLE HOLDINGS I	70,000.00	70,320.47	
		BAKER HUGHES LLC/CO-OBL	50,000.00	49,328.86	
		BAKER HUGHES LLC/CO-OBL	30,000.00	28,977.32	
		BALTIMORE GAS & ELECTRIC	50,000.00	51,971.24	
		BANCO SANTANDER SA	200,000.00	199,895.74	
		BANCO SANTANDER SA	200,000.00	207,848.76	
		BANCO SANTANDER SA	200,000.00	210,303.88	
		BANCO SANTANDER SA	200,000.00	221,282.10	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	97,827.02	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	99,323.29	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	100,349.87	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	198,175.20	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	199,089.00	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	189,245.92	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	198,747.18	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	192,625.92	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	94,869.15	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	185,397.52	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	92,841.91	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	88,773.93	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	182,352.82	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	91,016.19	

		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	90,931.96	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	199,324.82	
		BANK OF AMERICA CORP	150,000.00	154,752.37	
		BANK OF AMERICA CORP	300,000.00	320,753.22	
		BANK OF AMERICA CORP	300,000.00	260,205.38	
		BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	185,993.00	
		BANK OF MONTREAL	100,000.00	101,443.36	
		BANK OF MONTREAL	100,000.00	104,692.87	
		BANK OF MONTREAL	50,000.00	50,852.27	
		BANK OF MONTREAL	20,000.00	19,640.60	
		BANK OF MONTREAL	50,000.00	44,243.14	
		BANK OF NOVA SCOTIA	100,000.00	98,489.60	
		BANK OF NOVA SCOTIA	50,000.00	50,297.89	
		BANK OF NOVA SCOTIA	50,000.00	50,881.75	
		BANK OF NOVA SCOTIA	100,000.00	104,542.47	
		BANK OF NOVA SCOTIA	100,000.00	103,191.09	
		BANK OF NOVA SCOTIA	50,000.00	48,133.52	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	101,737.66	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	103,678.24	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	106,631.71	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	103,016.37	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	88,160.29	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	98,362.68	
		BANK OF NY MELLON CORP	100,000.00	107,472.78	
		BANK OF NY MELLON CORP	50,000.00	52,069.02	
		BARCLAYS PLC	200,000.00	204,571.90	
		BARCLAYS PLC	200,000.00	212,772.36	
		BARCLAYS PLC	200,000.00	203,158.80	
		BARCLAYS PLC	200,000.00	229,526.66	
		BARCLAYS PLC	200,000.00	222,254.56	
		BAT CAPITAL CORP	100,000.00	95,407.82	
		BAT CAPITAL CORP	100,000.00	96,914.63	
		BAT CAPITAL CORP	200,000.00	211,832.74	
		BAT CAPITAL CORP	100,000.00	116,455.74	
		BAXTER INTERNATIONAL INC	100,000.00	93,872.56	
		BAXTER INTERNATIONAL INC	100,000.00	85,988.63	

		BECTON DICKINSON & CO	50,000.00	51,121.01	
		BECTON DICKINSON & CO	50,000.00	46,926.17	
		BECTON DICKINSON AND CO	33,000.00	32,780.15	
		BECTON DICKINSON AND CO	50,000.00	44,195.63	
		BELL CANADA	50,000.00	50,762.08	
		BERKSHIRE HATHAWAY FIN	50,000.00	46,618.37	
		BERRY GLOBAL INC	50,000.00	53,015.29	
		BGC GROUP INC	50,000.00	52,160.04	
		BHP BILLITON FIN USA LTD	100,000.00	101,839.46	
		BHP BILLITON FIN USA LTD	50,000.00	51,901.26	
		BHP BILLITON FIN USA LTD	100,000.00	103,895.22	
		BIOGEN INC	70,000.00	63,915.09	
		BLACK HILLS CORP	50,000.00	47,495.40	
		BLACK HILLS CORP	50,000.00	53,398.88	
		BLACKROCK INC	100,000.00	93,159.11	
		BLACKROCK INC	100,000.00	87,648.23	
		BLACKSTONE PRIVATE CRE	100,000.00	97,977.46	
		BLACKSTONE PRIVATE CRE	100,000.00	101,156.75	
		BLACKSTONE REG FINANCE	50,000.00	50,188.47	
		BLACKSTONE SECURED LEND	100,000.00	96,523.46	
		BLOCK FINANCIAL LLC	50,000.00	47,529.55	
		BLUE OWL CAPITAL CORP	100,000.00	101,745.21	
		BLUE OWL CREDIT INCOME	50,000.00	52,542.51	
		BLUE OWL CREDIT INCOME	50,000.00	53,614.61	
		BLUE OWL CREDIT INCOME	50,000.00	52,346.90	
		BLUE OWL FINANCE LLC	50,000.00	47,969.35	
		BLUE OWL TECHNOLOGY FINA	50,000.00	50,695.65	
		BOARDWALK PIPELINES LP	50,000.00	46,825.64	
		BOEING CO	100,000.00	97,918.71	
		BOEING CO	100,000.00	97,582.63	
		BOEING CO	100,000.00	94,092.57	
		BOEING CO	100,000.00	102,878.64	
		BOEING CO	50,000.00	47,901.10	
		BOEING CO	100,000.00	110,462.42	
		BOOZ ALLEN HAMILTON INC	50,000.00	52,408.85	
		BORGWARNER INC	50,000.00	51,211.25	

		BOSTON PROPERTIES LP	50,000.00	52,668.99	
		BOSTON PROPERTIES LP	100,000.00	93,359.32	
		BOSTON PROPERTIES LP	100,000.00	86,115.16	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	50,000.00	46,846.27	
		BP CAP MARKETS AMERICA	100,000.00	99,355.20	
		BP CAP MARKETS AMERICA	100,000.00	99,481.89	
		BP CAP MARKETS AMERICA	50,000.00	51,635.82	
		BP CAP MARKETS AMERICA	100,000.00	90,649.12	
		BP CAP MARKETS AMERICA	100,000.00	101,177.01	
		BP CAP MARKETS AMERICA	100,000.00	101,232.20	
		BRIGHTHOUSE FINANCIAL IN	50,000.00	51,386.12	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	100,000.00	102,891.73	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	100,000.00	97,679.80	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	100,000.00	107,360.45	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	100,000.00	108,401.91	
		BRITISH TELECOM PLC	80,000.00	98,625.13	
		BRIXMOR OPERATING PART	50,000.00	49,133.91	
		BRIXMOR OPERATING PART	50,000.00	51,230.34	
		BROADCOM INC	100,000.00	101,719.45	
		BROADCOM INC	150,000.00	142,939.15	
		BROADCOM INC	100,000.00	99,551.73	
		BROADCOM INC	100,000.00	103,380.02	
		BROADCOM INC	150,000.00	136,175.34	
		BROADCOM INC	100,000.00	100,199.61	
		BROADCOM INC	200,000.00	194,633.38	
		BROADCOM INC	100,000.00	86,883.38	
		BROADCOM INC	150,000.00	137,602.89	
		BROADRIDGE FINANCIAL SOL	50,000.00	45,190.79	
		BROOKFIELD CAPITAL FIN	50,000.00	53,554.81	
		BROOKFIELD FINANCE INC	50,000.00	50,915.94	
		BROOKFIELD FINANCE INC	70,000.00	63,907.71	
		BROWN & BROWN INC	50,000.00	47,980.97	
		BROWN & BROWN INC	100,000.00	103,335.78	
		BRUNSWICK CORP	50,000.00	47,383.13	
		BUNGE LTD FINANCE CORP	50,000.00	49,671.31	
		BUNGE LTD FINANCE CORP	100,000.00	93,732.93	

	BURLINGTN NORTH SANTA FE	50,000.00	49,442.35	
	CADENCE DESIGN SYS INC	100,000.00	99,604.57	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	50,000.00	48,158.16	
	CAMPBELL SOUP CO	100,000.00	91,713.20	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	100,000.00	102,065.40	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	100,000.00	105,379.77	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	100,000.00	101,246.27	
	CANADIAN NATL RAILWAY	50,000.00	54,000.62	
	CANADIAN NATL RAILWAY	50,000.00	48,867.57	
	CANADIAN NATL RESOURCES	50,000.00	51,092.86	
	CANADIAN NATL RESOURCES	50,000.00	46,729.75	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY	100,000.00	95,256.73	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY	50,000.00	51,300.46	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	103,123.74	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	101,094.18	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	105,113.92	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	104,074.72	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	113,798.28	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	86,057.49	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	100,000.00	104,672.52	
	CARDINAL HEALTH INC	50,000.00	51,470.77	
	CARDINAL HEALTH INC	50,000.00	51,301.55	
	CARDINAL HEALTH INC	50,000.00	51,630.07	
	CARLISLE COS INC	50,000.00	49,512.06	
	CARRIER GLOBAL CORP	110,000.00	103,522.04	
	CATERPILLAR FINL SERVICE	100,000.00	94,815.59	
	CATERPILLAR FINL SERVICE	100,000.00	102,895.09	
	CATERPILLAR INC	150,000.00	141,367.02	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	50,000.00	49,757.24	
	CBRE SERVICES INC	50,000.00	45,264.42	
	CBRE SERVICES INC	50,000.00	53,227.10	
	CDW LLC/CDW FINANCE	100,000.00	96,427.01	
	CDW LLC/CDW FINANCE	50,000.00	50,996.88	
	CENTENE CORP	150,000.00	138,840.39	
	CENTENE CORP	100,000.00	96,682.05	
	CENTENE CORP	150,000.00	132,883.36	

		CENTERPOINT ENER HOUSTON	100,000.00	90,515.47	
		CENTERPOINT ENER HOUSTON	50,000.00	49,682.88	
		CENTERPOINT ENERGY INC	50,000.00	47,156.62	
		CENTERPOINT ENERGY RES	100,000.00	88,353.55	
		CGI INC	50,000.00	51,011.41	
		CHARLES SCHWAB CORP	100,000.00	97,828.88	
		CHARLES SCHWAB CORP	150,000.00	156,125.58	
		CHARLES SCHWAB CORP	100,000.00	91,069.29	
		CHARLES SCHWAB CORP	50,000.00	53,463.32	
		CHARTER COMM OPT LLC/CAP	200,000.00	186,305.28	
		CHARTER COMM OPT LLC/CAP	100,000.00	90,337.94	
		CHARTER COMM OPT LLC/CAP	100,000.00	107,232.92	
		CHENIERE CORP CHRISTI HD	60,000.00	58,474.53	
		CHENIERE ENERGY INC	50,000.00	51,293.23	
		CHENIERE ENERGY PARTNERS	200,000.00	181,920.60	
		CHEVRON CORP	100,000.00	92,637.39	
		CHEVRON USA INC	100,000.00	95,059.88	
		CHEVRON USA INC	100,000.00	97,546.77	
		CHOICE HOTELS INTL INC	50,000.00	47,111.02	
		CHUBB INA HOLDINGS INC	100,000.00	102,390.60	
		CHURCH & DWIGHT CO INC	50,000.00	44,188.10	
		CI FINANCIAL CORP	50,000.00	44,932.34	
		CIGNA CORP	100,000.00	100,643.92	
		CIGNA CORP	100,000.00	89,924.79	
		CIGNA GROUP/THE	100,000.00	102,874.93	
		CIGNA GROUP/THE	50,000.00	51,288.50	
		CINTAS CORPORATION NO. 2	50,000.00	50,313.79	
		CISCO SYSTEMS INC	100,000.00	101,653.84	
		CISCO SYSTEMS INC	150,000.00	154,409.97	
		CISCO SYSTEMS INC	50,000.00	51,884.78	
		CISCO SYSTEMS INC	100,000.00	103,413.35	
		CITIBANK NA	250,000.00	252,017.57	
		CITIBANK NA	250,000.00	256,949.92	
		CITIGROUP INC	250,000.00	250,863.07	
		CITIGROUP INC	100,000.00	99,565.23	
		CITIGROUP INC	100,000.00	98,282.83	

		CITIGROUP INC	100,000.00	100,778.85	
		CITIGROUP INC	200,000.00	198,094.74	
		CITIGROUP INC	100,000.00	102,832.94	
		CITIGROUP INC	100,000.00	98,989.67	
		CITIGROUP INC	150,000.00	142,245.12	
		CITIGROUP INC	100,000.00	92,027.64	
		CITIGROUP INC	100,000.00	90,244.47	
		CITIGROUP INC	200,000.00	181,526.76	
		CITIGROUP INC	200,000.00	189,546.28	
		CITIGROUP INC	200,000.00	218,027.34	
		CITIGROUP INC	150,000.00	158,576.20	
		CITIGROUP INC	100,000.00	102,550.37	
		CITIGROUP INC	100,000.00	103,269.34	
		CITIZENS FINANCIAL GROUP	100,000.00	104,322.21	
		CITIZENS FINANCIAL GROUP	50,000.00	45,970.63	
		CLOROX COMPANY	70,000.00	70,577.44	
		CME GROUP INC	50,000.00	45,355.23	
		CMS ENERGY CORP	50,000.00	45,688.01	
		CNA FINANCIAL CORP	50,000.00	49,440.89	
		CNA FINANCIAL CORP	50,000.00	44,602.84	
		CNH INDUSTRIAL CAP LLC	50,000.00	51,902.04	
		CNO FINANCIAL GROUP INC	50,000.00	51,040.09	
		COCA-COLA CO/THE	100,000.00	98,601.02	
		COCA-COLA CO/THE	100,000.00	90,040.13	
		COCA-COLA CO/THE	100,000.00	90,080.88	
		COCA-COLA CO/THE	50,000.00	44,807.24	
		COCA-COLA CO/THE	50,000.00	50,858.16	
		COCA-COLA CONSOLIDATED	50,000.00	52,210.21	
		COMCAST CORP	100,000.00	98,989.58	
		COMCAST CORP	100,000.00	98,971.74	
		COMCAST CORP	100,000.00	94,040.01	
		COMCAST CORP	100,000.00	96,906.09	
		COMCAST CORP	100,000.00	88,943.98	
		COMCAST CORP	100,000.00	86,567.90	
		COMCAST CORP	100,000.00	101,077.32	
		COMCAST CORP	100,000.00	102,914.64	

	COMERICA INC	50,000.00	52,009.36	
	COMMONSPIRIT HEALTH	100,000.00	96,647.40	
	CON EDISON CO OF NY INC	50,000.00	48,550.07	
	CON EDISON CO OF NY INC	50,000.00	45,411.89	
	CON EDISON CO OF NY INC	50,000.00	51,936.69	
	CONAGRA BRANDS INC	100,000.00	93,955.68	
	CONAGRA BRANDS INC	20,000.00	20,246.67	
	CONCENTRIX CORP	50,000.00	53,077.95	
	CONNECTICUT LIGHT & PWR	50,000.00	44,248.08	
	CONOCOPHILLIPS COMPANY	150,000.00	153,296.65	
	CONSTELLATION BRANDS INC	50,000.00	49,506.85	
	CONSTELLATION BRANDS INC	50,000.00	46,823.89	
	CONSTELLATION BRANDS INC	100,000.00	88,116.93	
	CONSTELLATION EN GEN LLC	50,000.00	53,411.69	
	CONSUMERS ENERGY CO	100,000.00	94,424.57	
	CONTINENTAL RESOURCES	50,000.00	49,706.20	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	150,000.00	148,056.33	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	50,000.00	51,722.46	
	CORPORATE OFFICE PROP LP	60,000.00	54,293.50	
	COSTCO WHOLESALE CORP	150,000.00	135,408.84	
	COTERRA ENERGY INC	50,000.00	50,002.65	
	COUSINS PROPERTIES LP	50,000.00	51,200.12	
	CROWN CASTLE INC	100,000.00	98,061.41	
	CROWN CASTLE INC	50,000.00	50,755.01	
	CROWN CASTLE INC	100,000.00	100,670.32	
	CROWN CASTLE INTL CORP	100,000.00	89,026.50	
	CSX CORP	150,000.00	139,694.46	
	CUBESMART LP	50,000.00	50,144.16	
	CUMMINS INC	100,000.00	102,046.93	
	CVS HEALTH CORP	100,000.00	99,087.69	
	CVS HEALTH CORP	100,000.00	100,116.87	
	CVS HEALTH CORP	50,000.00	51,378.81	
	CVS HEALTH CORP	150,000.00	131,586.04	
	CVS HEALTH CORP	50,000.00	43,415.41	
	CVS HEALTH CORP	100,000.00	104,873.64	
	CVS HEALTH CORP	100,000.00	101,943.16	

		D. R. HORTON INC	50,000.00	51,176.06	
		DARDEN RESTAURANTS INC	50,000.00	50,309.54	
		DCP MIDSTREAM OPERATING	50,000.00	51,192.01	
		DELL INT LLC / EMC CORP	100,000.00	103,489.63	
		DELL INT LLC / EMC CORP	100,000.00	102,704.74	
		DELL INT LLC/EMC CORP	100,000.00	103,608.31	
		DELTA AIR LINES INC	50,000.00	50,660.75	
		DELTA AIR LINES INC	50,000.00	51,060.65	
		DEUTSCHE BANK NY	150,000.00	146,450.44	
		DEUTSCHE BANK NY	150,000.00	157,932.91	
		DEUTSCHE BANK NY	200,000.00	187,339.02	
		DEUTSCHE BANK NY	150,000.00	151,909.29	
		DEUTSCHE TELEKOM INT FIN	60,000.00	71,106.05	
		DEVON FINANCING CORP ULC	80,000.00	93,110.43	
		DIAGEO INVESTMENT CORP	200,000.00	207,891.40	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	100,000.00	103,020.06	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	100,000.00	107,542.10	
		DIGITAL REALTY TRUST LP	100,000.00	100,958.80	
		DISCOVER FINANCIAL SVS	100,000.00	117,671.58	
		DOLLAR GENERAL CORP	50,000.00	49,926.23	
		DOLLAR GENERAL CORP	50,000.00	51,736.00	
		DOLLAR TREE INC	60,000.00	59,889.60	
		DOMINION ENERGY INC	100,000.00	96,255.13	
		DOMINION ENERGY INC	100,000.00	101,997.07	
		DOMINION ENERGY INC	50,000.00	52,365.93	
		DOMINION ENERGY INC	50,000.00	51,223.14	
		DOMINION ENERGY SOUTH	50,000.00	55,938.91	
		DOW CHEMICAL CO/THE	50,000.00	53,668.99	
		DOW CHEMICAL CO/THE	50,000.00	49,856.88	
		DOWDUPONT INC	50,000.00	51,035.84	
		DTE ELECTRIC CO	60,000.00	57,029.03	
		DTE ELECTRIC CO	50,000.00	46,085.37	
		DTE ENERGY CO	100,000.00	101,858.79	
		DTE ENERGY CO	100,000.00	94,556.54	
		DUKE ENERGY CORP	50,000.00	48,368.82	
		DUKE ENERGY CORP	100,000.00	97,299.46	

		DUKE ENERGY CORP	100,000.00	92,235.95	
		DUKE ENERGY CORP	100,000.00	99,186.22	
		DUKE ENERGY OHIO INC	100,000.00	98,644.99	
		DUKE ENERGY OHIO INC	200,000.00	182,781.96	
		DUKE ENERGY OHIO INC	50,000.00	51,973.34	
		DUKE ENERGY PROGRESS LLC	100,000.00	94,492.05	
		DXC TECHNOLOGY CO	50,000.00	46,913.50	
		E. I. DU PONT DE NEMOURS	50,000.00	46,043.20	
		EASTMAN CHEMICAL CO	50,000.00	51,065.30	
		EATON CORP	50,000.00	49,274.69	
		EATON CORP	50,000.00	48,814.08	
		EBAY INC	100,000.00	93,702.68	
		ECOLAB INC	100,000.00	102,906.65	
		EDISON INTERNATIONAL	100,000.00	106,721.08	
		ELEVANCE HEALTH INC	100,000.00	103,228.97	
		ELEVANCE HEALTH INC	50,000.00	50,958.57	
		ELEVANCE HEALTH INC	50,000.00	48,421.12	
		ELEVANCE HEALTH INC	50,000.00	52,513.43	
		ELEVANCE HEALTH INC	50,000.00	51,496.26	
		ELI LILLY & CO	100,000.00	101,881.39	
		ELI LILLY & CO	100,000.00	101,057.65	
		ELI LILLY & CO	100,000.00	101,958.16	
		ELI LILLY & CO	100,000.00	101,019.06	
		EMERSON ELECTRIC CO	50,000.00	47,095.93	
		EMERSON ELECTRIC CO	50,000.00	45,132.10	
		ENACT HOLDINGS INC	50,000.00	52,299.37	
		ENBRIDGE INC	150,000.00	155,079.81	
		ENBRIDGE INC	150,000.00	157,546.26	
		ENBRIDGE INC	50,000.00	52,511.20	
		ENERGY TRANSFER EQUITY	100,000.00	103,037.69	
		ENERGY TRANSFER LP	100,000.00	105,392.25	
		ENERGY TRANSFER LP	200,000.00	218,196.60	
		ENERGY TRANSFER OPERATNG	100,000.00	101,803.99	
		ENTERGY CORP	50,000.00	44,768.03	
		ENTERGY CORP	50,000.00	52,229.75	
		ENTERGY LOUISIANA LLC	100,000.00	87,742.02	

		ENTERGY LOUISIANA LLC	100,000.00	95,578.43	
		ENTERGY TEXAS INC	50,000.00	43,723.59	
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER	50,000.00	49,554.48	
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER	100,000.00	100,875.62	
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER	50,000.00	48,341.71	
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER	100,000.00	113,726.80	
		EOG RESOURCES INC	50,000.00	51,146.25	
		EPR PROPERTIES	50,000.00	48,120.39	
		EQT	100,000.00	99,884.43	
		EQT CORP	100,000.00	109,115.37	
		EQUIFAX INC	50,000.00	50,996.96	
		EQUIFAX INC	50,000.00	47,377.93	
		EQUINIX INC	100,000.00	93,970.32	
		EQUINIX INC	100,000.00	95,665.07	
		ERP OPERATING LP	80,000.00	76,980.16	
		ERP OPERATING LP	50,000.00	51,304.43	
		ESSENTIAL UTILITIES INC	50,000.00	44,835.69	
		ESSEX PORTFOLIO LP	100,000.00	94,234.50	
		ESTEE LAUDER CO INC	100,000.00	99,845.15	
		EVERGY METRO	50,000.00	45,855.36	
		EVERSOURCE ENERGY	50,000.00	51,450.69	
		EVERSOURCE ENERGY	50,000.00	52,567.83	
		EVERSOURCE ENERGY	50,000.00	45,244.83	
		EVERSOURCE ENERGY	100,000.00	92,215.03	
		EXELON CORP	100,000.00	98,025.60	
		EXELON CORP	40,000.00	39,702.26	
		EXELON CORP	50,000.00	51,862.76	
		EXELON CORP	50,000.00	51,804.73	
		EXPAND ENERGY CORP	100,000.00	97,861.00	
		EXPEDIA GROUP INC	100,000.00	95,612.51	
		EXTRA SPACE STORAGE LP	50,000.00	49,399.30	
		EXTRA SPACE STORAGE LP	50,000.00	44,943.20	
		EXTRA SPACE STORAGE LP	50,000.00	45,020.02	
		EXTRA SPACE STORAGE LP	50,000.00	43,212.45	
		EXXON MOBIL CORPORATION	100,000.00	98,118.47	
		EXXON MOBIL CORPORATION	100,000.00	93,664.06	

	F&G ANNUITIES & LIFE INC	50,000.00	52,257.21	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS	50,000.00	49,068.42	
	FAIRFAX FINL HLDGS LTD	50,000.00	50,691.71	
	FAIRFAX FINL HLDGS LTD	50,000.00	47,197.56	
	FEDERAL REALTY INVESTMEN	50,000.00	48,395.06	
	FEDEX CORP	100,000.00	89,522.08	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	50,000.00	49,888.34	
	FIDELITY NATL FINANCIAL	50,000.00	47,668.61	
	FIDELITY NATL INFO SERV	50,000.00	44,492.54	
	FIFTH THIRD BANCORP	100,000.00	104,506.83	
	FIFTH THIRD BANCORP	100,000.00	101,481.37	
	FIRST AMERICAN FINANCIAL	50,000.00	43,522.93	
	FIRST CITIZENS BANCSHARE	50,000.00	50,838.74	
	FIRST HORIZON CORP	50,000.00	51,599.78	
	FIRSTENERGY CORP	100,000.00	92,972.79	
	FIRSTENERGY TRANSMISSION	50,000.00	49,873.79	
	FISERV INC	100,000.00	97,009.72	
	FISERV INC	100,000.00	97,207.85	
	FISERV INC	100,000.00	104,311.67	
	FISERV INC	100,000.00	102,944.92	
	FLORIDA POWER & LIGHT CO	50,000.00	51,046.64	
	FLORIDA POWER & LIGHT CO	150,000.00	154,724.40	
	FLOWSERVE CORPORATION	50,000.00	43,915.78	
	FMC CORP	50,000.00	47,416.53	
	FORD MOTOR COMPANY	100,000.00	86,341.88	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	199,511.20	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	213,670.62	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	213,086.00	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	197,915.00	
	FORTIS INC	30,000.00	29,559.99	
	FORTUNE BRANDS HOME & SE	50,000.00	47,960.78	
	FOX CORP	100,000.00	109,358.66	
	FRANCE TELECOM	60,000.00	73,169.25	
	FRANKLIN RESOURCES INC	50,000.00	43,919.48	
	FREEPORT-MCMORAN INC	100,000.00	100,247.63	
	FS KKR CAPITAL CORP	100,000.00	92,157.49	

	GATX CORP	50,000.00	49,121.64	
	GATX CORP	100,000.00	87,085.12	
	GE HEALTHCARE HLDG LLC	100,000.00	106,413.69	
	GE HEALTHCARE TECH INC	50,000.00	51,194.37	
	GE HEALTHCARE TECH INC	50,000.00	51,654.31	
	GENERAL DYNAMICS CORP	100,000.00	98,478.59	
	GENERAL ELECTRIC CO	50,000.00	56,856.84	
	GENERAL MILLS INC	100,000.00	98,751.71	
	GENERAL MILLS INC	50,000.00	44,211.89	
	GENERAL MILLS INC	50,000.00	50,665.15	
	GENERAL MOTORS CO	100,000.00	103,688.84	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	99,036.17	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	95,448.02	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	103,714.78	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	104,027.18	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	99,242.75	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	102,570.42	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	88,459.41	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	89,224.28	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	103,624.92	
	GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	102,429.72	
	GENUINE PARTS CO	50,000.00	51,109.04	
	GEORGIA POWER CO	120,000.00	113,958.32	
	GEORGIA POWER CO	50,000.00	50,748.76	
	GEORGIA-PACIFIC LLC	50,000.00	57,043.82	
	GILEAD SCIENCES INC	50,000.00	47,329.30	
	GILEAD SCIENCES INC	50,000.00	44,384.06	
	GILEAD SCIENCES INC	50,000.00	52,338.52	
	GLAXOSMITHKLINE CAP INC	100,000.00	100,014.85	
	GLAXOSMITHKLINE CAP INC	50,000.00	50,441.39	
	GLOBAL PAYMENTS INC	50,000.00	50,616.36	
	GLOBAL PAYMENTS INC	50,000.00	47,570.73	
	GLOBAL PAYMENTS INC	50,000.00	44,960.42	
	GLOBE LIFE INC	50,000.00	50,075.15	
	GLP CAPITAL LP / FIN II	100,000.00	95,860.13	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	200,000.00	194,531.50	

		GOLDMAN SACHS GROUP INC	200,000.00	194,886.60	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	97,725.33	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	99,098.03	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	99,163.92	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	99,130.83	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	106,624.56	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	200,000.00	209,928.98	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	103,635.97	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	250,000.00	226,488.32	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	300,000.00	266,973.24	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	200,000.00	179,660.66	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	91,518.30	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	200,000.00	212,475.46	
		GOLUB CAPITAL BDC	50,000.00	52,871.75	
		GOLUB CAPITAL CAP FND	50,000.00	50,795.82	
		GXO LOGISTICS INC	50,000.00	52,489.21	
		HA SUSTAINABLE INF CAP	50,000.00	51,294.75	
		HASBRO INC	70,000.00	68,420.09	
		HCA INC	100,000.00	98,524.49	
		HCA INC	100,000.00	102,548.69	
		HCA INC	100,000.00	97,046.30	
		HCA INC	50,000.00	52,060.02	
		HCA INC	200,000.00	187,002.74	
		HCA INC	100,000.00	103,465.79	
		HEALTHCARE TRUST OF AMER	80,000.00	75,520.15	
		HEALTHPEAK PROPERTIES	130,000.00	123,686.13	
		HEICO CORP	50,000.00	51,448.31	
		HELMERICH & PAYNE INC	50,000.00	43,802.64	
		HERSHEY COMPANY	50,000.00	47,017.63	
		HERSHEY COMPANY	50,000.00	51,611.04	
		HESS CORP	100,000.00	100,357.79	
		HF SINCLAIR CORP	50,000.00	49,188.72	
		HIGHWOODS REALTY LP	50,000.00	49,156.73	
		HOME DEPOT INC	150,000.00	146,910.52	
		HOME DEPOT INC	100,000.00	93,465.37	
		HOME DEPOT INC	100,000.00	103,374.37	

		HOME DEPOT INC	150,000.00	129,139.90	
		HOME DEPOT INC	100,000.00	102,423.36	
		HONEYWELL INTERNATIONAL	100,000.00	100,758.63	
		HONEYWELL INTERNATIONAL	100,000.00	102,226.05	
		HONEYWELL INTERNATIONAL	100,000.00	103,515.73	
		HONEYWELL INTERNATIONAL	50,000.00	51,279.95	
		HORMEL FOODS CORP	50,000.00	47,103.11	
		HOST HOTELS & RESORTS LP	50,000.00	47,106.20	
		HOST HOTELS & RESORTS LP	50,000.00	51,121.81	
		HOWMET AEROSPACE INC	50,000.00	52,957.25	
		HP ENTERPRISE CO	100,000.00	100,871.65	
		HP ENTERPRISE CO	100,000.00	101,265.00	
		HP INC	100,000.00	104,302.08	
		HP INC	100,000.00	90,108.86	
		HPS CORPORATE LENDING FU	100,000.00	104,502.63	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	201,729.48	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	191,291.88	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	212,741.96	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	188,537.50	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	197,263.60	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	186,077.54	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	180,515.74	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	217,130.18	
		HSBC HOLDINGS PLC	200,000.00	226,325.78	
		HUBBELL INC	50,000.00	49,094.56	
		HUMANA INC	100,000.00	103,610.68	
		HUMANA INC	50,000.00	42,704.70	
		HUMANA INC	50,000.00	52,651.70	
		HUNTINGTON BANCSHARES	100,000.00	92,787.14	
		HUNTINGTON BANCSHARES	100,000.00	85,488.38	
		HUNTINGTON INGALLS INDUS	60,000.00	59,292.55	
		HYATT HOTELS CORP	100,000.00	103,001.12	
		IBM CORP	100,000.00	97,575.49	
		IBM CORP	100,000.00	96,404.81	
		IBM CORP	100,000.00	98,201.06	
		IBM CORP	100,000.00	90,611.43	

		IBM INTERNAT CAPITAL	100,000.00	100,737.61	
		IDEX CORP	50,000.00	45,364.40	
		ILLINOIS TOOL WORKS INC	20,000.00	19,726.71	
		ILLUMINA INC	50,000.00	51,528.67	
		ING GROEP NV	200,000.00	199,551.98	
		ING GROEP NV	200,000.00	215,395.00	
		INGERSOLL RAND INC	100,000.00	104,562.17	
		INTEL CORP	100,000.00	99,136.79	
		INTEL CORP	100,000.00	92,400.62	
		INTEL CORP	50,000.00	48,852.78	
		INTEL CORP	100,000.00	87,055.07	
		INTEL CORP	100,000.00	100,831.72	
		INTERCONTINENTALEXCHANGE	100,000.00	100,014.00	
		INTERCONTINENTALEXCHANGE	150,000.00	136,506.00	
		INTERPUBLIC GROUP COS	50,000.00	50,503.90	
		INTERSTATE POWER & LIGHT	50,000.00	50,016.48	
		INTERSTATE POWER & LIGHT	50,000.00	52,279.17	
		INTUIT INC	100,000.00	89,201.27	
		INVITATION HOMES OP	100,000.00	86,451.10	
		IPALCO ENTERPRISES INC	50,000.00	49,049.03	
		IQVIA INC	50,000.00	52,768.05	
		JABIL INC	50,000.00	46,077.70	
		JACKSON FINANCIAL INC	50,000.00	51,978.17	
		JACOBS ENGINEERING GROUP	50,000.00	52,850.65	
		JBS USA HOLD/FOOD/LUX CO	100,000.00	93,138.98	
		JBS USA HOLD/FOOD/LUX CO	100,000.00	104,085.90	
		JEFFERIES FIN GROUP INC	100,000.00	88,767.29	
		JEFFERIES GRP LLC / CAP	50,000.00	49,511.67	
		JM SMUCKER CO	50,000.00	52,556.93	
		JM SMUCKER CO	50,000.00	46,154.15	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	100,000.00	98,024.69	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	100,000.00	102,442.78	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	100,000.00	101,791.67	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	150,000.00	147,698.23	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	100,000.00	103,565.98	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	50,000.00	44,449.85	

		JOHN DEERE CAPITAL CORP	50,000.00	50,497.61	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP	100,000.00	102,629.73	
		JOHNSON & JOHNSON	200,000.00	207,070.28	
		JOHNSON & JOHNSON	100,000.00	103,265.87	
		JOHNSON & JOHNSON	100,000.00	104,049.70	
		JOHNSON CONTROLS/TYCO FI	50,000.00	44,407.47	
		JOHNSON CONTROLS/TYCO FI	50,000.00	43,523.64	
		JP MORGAN CHASE & CO	100,000.00	100,298.72	
		JP MORGAN CHASE & CO	100,000.00	100,293.55	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	100,042.38	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	102,044.99	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	101,145.97	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	98,318.06	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	193,714.28	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	101,332.58	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	199,576.68	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	103,208.59	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	105,647.56	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	102,665.37	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	209,357.12	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	196,664.48	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	94,365.94	
		JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	140,757.24	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	181,788.12	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	89,633.18	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	182,528.10	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	200,150.44	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	102,015.23	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	208,023.20	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	109,952.95	
		JPMORGAN CHASE & CO	200,000.00	207,059.62	
		JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	106,152.92	
		JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	154,728.55	
		KELLOGG CO	100,000.00	90,860.20	
		KENVUE INC	100,000.00	103,567.60	
		KEURIG DR PEPPER INC	100,000.00	101,906.06	

	KEURIG DR PEPPER INC	100,000.00	102,839.65	
	KEYCORP	200,000.00	199,223.32	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES	50,000.00	47,617.55	
	KILROY REALTY LP	50,000.00	46,148.85	
	KIMBERLY-CLARK CORP	100,000.00	96,166.61	
	KIMCO REALTY OP LLC	100,000.00	91,980.19	
	KINDER MORGAN INC	150,000.00	153,655.81	
	KINDER MORGAN INC	150,000.00	152,883.16	
	KINDER MORGAN INC	100,000.00	102,533.71	
	KINROSS GOLD CORP	50,000.00	54,305.69	
	KIRBY CORPORATION	50,000.00	49,945.67	
	KITE REALTY GROUP LP	50,000.00	50,804.59	
	KKR & CO INC	50,000.00	49,932.75	
	KLA CORP	50,000.00	50,762.73	
	KONINKLIJKE KPN NV	30,000.00	35,315.55	
	KRAFT HEINZ FOODS CO	150,000.00	149,142.61	
	KROGER CO	50,000.00	45,860.70	
	KROGER CO	100,000.00	87,197.20	
	KYNDRYL HOLDINGS INC	70,000.00	63,505.90	
	L3 HARRIS TECH	100,000.00	100,722.47	
	L3HARRIS TECH INC	50,000.00	51,459.53	
	L3HARRIS TECH INC	100,000.00	103,894.94	
	LABORATORY CORP OF AMER	50,000.00	50,151.98	
	LABORATORY CORP OF AMER	50,000.00	45,568.71	
	LAM RESEARCH CORP	50,000.00	45,311.88	
	LAS VEGAS SANDS CORP	50,000.00	48,384.08	
	LAS VEGAS SANDS CORP	50,000.00	52,034.43	
	LEAR CORP	50,000.00	47,867.62	
	LEGGETT & PLATT INC	50,000.00	48,929.20	
	LEIDOS INC	50,000.00	49,907.27	
	LEIDOS INC	50,000.00	51,467.64	
	LENNAR CORP	50,000.00	50,444.21	
	LINCOLN NATIONAL CORP	41,000.00	39,045.91	
	LINCOLN NATIONAL CORP	50,000.00	47,034.63	
	LKQ CORP	50,000.00	51,673.02	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	200,000.00	197,302.96	

		LLOYDS BANKING GROUP PLC	200,000.00	208,536.86	
		LOCKHEED MARTIN CORP	100,000.00	90,459.32	
		LOCKHEED MARTIN CORP	50,000.00	50,592.94	
		LOCKHEED MARTIN CORP	100,000.00	100,663.94	
		LOEWS CORP	30,000.00	28,757.39	
		LOWE'S COS INC	100,000.00	98,997.12	
		LOWE'S COS INC	100,000.00	93,435.28	
		LOWE'S COS INC	50,000.00	44,134.99	
		LOWE'S COS INC	100,000.00	95,593.67	
		LPL HOLDINGS INC	50,000.00	53,504.19	
		LPL HOLDINGS INC	50,000.00	51,931.23	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	30,000.00	27,425.30	
		LYB INT FINANCE III	50,000.00	51,365.89	
		M&T BANK CORPORATION	100,000.00	106,637.17	
		M&T BANK CORPORATION	50,000.00	50,547.08	
		MAGNA INTERNATIONAL INC	50,000.00	46,135.79	
		MAIN STREET CAPITAL CORP	50,000.00	51,129.20	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	50,000.00	48,703.02	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	50,000.00	49,576.45	
		MARATHON PETROLEUM CORP	100,000.00	103,089.84	
		MARRIOTT INTERNATIONAL	100,000.00	102,139.71	
		MARRIOTT INTERNATIONAL	100,000.00	92,062.82	
		MARRIOTT INTERNATIONAL	100,000.00	92,178.35	
		MARSH & MCLENNAN COS INC	100,000.00	101,984.44	
		MARSH & MCLENNAN COS INC	50,000.00	53,797.72	
		MARSH & MCLENNAN COS INC	100,000.00	101,068.17	
		MARTIN MARIETTA MATERIAL	50,000.00	46,576.13	
		MARTIN MARIETTA MATERIAL	50,000.00	50,782.83	
		MARVELL TECHNOLOGY INC	100,000.00	101,019.17	
		MASCO CORP	50,000.00	44,795.10	
		MASTERCARD INC	100,000.00	99,233.99	
		MASTERCARD INC	100,000.00	97,482.04	
		MASTERCARD INC	100,000.00	99,448.28	
		MCCORMICK & CO	100,000.00	92,545.81	
		MCDONALD'S CORP	50,000.00	51,597.62	
		MCDONALD'S CORP	100,000.00	91,834.09	

		MCDONALD' S CORP	100,000.00	103,144.40	
		MCKESSON CORP	100,000.00	102,467.26	
		MEDTRONIC GLOBAL HLDINGS	50,000.00	50,395.27	
		MEDTRONIC GLOBAL HLDINGS	50,000.00	49,991.94	
		MERCEDES-BENZ FIN NA	50,000.00	59,851.36	
		MERCK & CO INC	100,000.00	96,529.15	
		MERCK & CO INC	100,000.00	98,251.59	
		MERCK & CO INC	100,000.00	88,500.22	
		MERCK & CO INC	50,000.00	50,281.86	
		META PLATFORMS INC	50,000.00	49,754.12	
		META PLATFORMS INC	100,000.00	102,151.11	
		META PLATFORMS INC	100,000.00	102,406.89	
		META PLATFORMS INC	100,000.00	97,250.80	
		META PLATFORMS INC	50,000.00	50,561.58	
		METLIFE INC	100,000.00	105,253.49	
		METLIFE INC	50,000.00	52,360.70	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	100,000.00	102,284.28	
		MICRON TECHNOLOGY INC	100,000.00	108,839.48	
		MICRON TECHNOLOGY INC	100,000.00	105,643.38	
		MICROSOFT CORP	100,000.00	88,887.76	
		MID-AMERICA APARTMENTS	30,000.00	29,113.04	
		MID-AMERICA APARTMENTS	50,000.00	52,218.24	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP	100,000.00	99,957.42	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP	200,000.00	205,735.56	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP	200,000.00	207,001.10	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP	200,000.00	206,763.16	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP	200,000.00	195,666.08	
		MIZUHO FINANCIAL GROUP	200,000.00	193,157.00	
		MIZUHO FINANCIAL GROUP	200,000.00	189,514.06	
		MIZUHO FINANCIAL GROUP	200,000.00	176,209.28	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	30,000.00	29,017.32	
		MONDELEZ INTERNATIONAL	50,000.00	48,946.68	
		MONDELEZ INTERNATIONAL	33,000.00	30,977.87	
		MONDELEZ INTERNATIONAL	50,000.00	45,773.44	
		MOODY' S CORPORATION	50,000.00	50,352.72	
		MOODY' S CORPORATION	50,000.00	49,462.08	

	MORGAN STANLEY	150,000.00	149,627.88	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	97,686.37	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	200,244.80	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	104,363.71	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	204,855.10	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	106,468.60	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	206,044.14	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	100,712.09	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	104,731.09	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	93,489.77	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	87,160.00	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	178,050.64	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	90,645.65	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	202,936.72	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	219,845.46	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	102,822.88	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	103,596.79	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	223,578.14	
	MORGAN STANLEY	200,000.00	202,361.62	
	MORGAN STANLEY BANK NA	250,000.00	252,535.75	
	MORGAN STANLEY PVT BANK	250,000.00	254,385.90	
	MOSAIC CO	50,000.00	51,710.80	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	50,000.00	51,276.17	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	100,000.00	91,558.60	
	MPLX LP	100,000.00	99,505.13	
	MPLX LP	80,000.00	73,354.52	
	MPLX LP	100,000.00	101,481.11	
	MYLAN INC	50,000.00	49,794.89	
	NASDAQ INC	45,000.00	46,449.83	
	NASDAQ INC	44,000.00	46,183.46	
	NATIONAL AUSTRALIA BK/NY	250,000.00	256,782.92	
	NATIONAL FUEL GAS CO	50,000.00	45,582.67	
	NATIONAL GRID PLC	50,000.00	53,119.41	
	NATIONAL RURAL UTIL COOP	100,000.00	100,410.45	
	NATIONAL RURAL UTIL COOP	50,000.00	51,387.49	
	NATIONAL RURAL UTIL COOP	100,000.00	98,673.21	

		NATIONAL RURAL UTIL COOP	50,000.00	51,989.22	
		NATIONAL RURAL UTIL COOP	50,000.00	43,255.74	
		NATWEST GROUP PLC	200,000.00	203,370.54	
		NATWEST GROUP PLC	200,000.00	204,672.18	
		NETAPP INC	50,000.00	52,002.92	
		NETFLIX INC	80,000.00	81,934.44	
		NETFLIX INC	80,000.00	84,627.80	
		NEVADA POWER CO	50,000.00	49,317.03	
		NEWMONT / NEWCREST FIN	40,000.00	38,359.81	
		NEWMONT / NEWCREST FIN	50,000.00	51,992.59	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	50,000.00	50,065.37	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	50,000.00	48,407.02	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	100,000.00	97,049.39	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	100,000.00	101,878.12	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	100,000.00	91,548.74	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	100,000.00	88,311.73	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	100,000.00	101,893.49	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL	50,000.00	51,436.85	
		NIKE INC	50,000.00	49,132.76	
		NIKE INC	30,000.00	28,556.88	
		NISOURCE INC	100,000.00	95,658.82	
		NISOURCE INC	100,000.00	97,210.62	
		NNN REIT INC	50,000.00	46,333.42	
		NOMURA HOLDINGS INC	200,000.00	189,174.92	
		NOMURA HOLDINGS INC	200,000.00	183,875.36	
		NORDSON CORP	50,000.00	50,594.62	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	130,000.00	122,593.38	
		NORTHERN TRUST CORP	50,000.00	45,632.30	
		NORTHERN TRUST CORP	80,000.00	78,270.99	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	50,000.00	49,180.26	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	50,000.00	50,498.82	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	50,000.00	50,972.33	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	50,000.00	50,421.72	
		NOVARTIS CAPITAL CORP	100,000.00	98,922.44	
		NOVARTIS CAPITAL CORP	100,000.00	99,743.27	
		NSTAR ELECTRIC CO	50,000.00	51,372.36	

		NSTAR ELECTRIC CO	50,000.00	44,040.98	
		NUCOR CORP	50,000.00	50,850.81	
		NUTRIEN LTD	70,000.00	66,014.20	
		NUTRIEN LTD	50,000.00	51,591.05	
		NVENT FINANCE SARL	50,000.00	44,850.67	
		NVIDIA CORP	50,000.00	47,178.63	
		NVIDIA CORP	80,000.00	76,705.81	
		NXP BV/NXP FDG/NXP USA	50,000.00	50,045.90	
		NXP BV/NXP FDG/NXP USA	50,000.00	44,276.75	
		NXP BV/NXP FDG/NXP USA	50,000.00	50,426.59	
		NXP BV/NXP FUNDING LLC	50,000.00	51,866.40	
		O'REILLY AUTOMOTIVE INC	100,000.00	99,219.19	
		O'REILLY AUTOMOTIVE INC	50,000.00	43,551.61	
		OAKTREE SPECIALTY LEND	50,000.00	48,547.25	
		OAKTREE STRATEGIC CREDIT	50,000.00	54,326.47	
		OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	115,394.30	
		OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	106,840.32	
		OCCIDENTAL PETROLEUM COR	50,000.00	56,740.40	
		OKLAHOMA G&E CO	50,000.00	48,077.68	
		OMEGA HLTHCARE INVESTORS	100,000.00	101,076.91	
		OMNICOM GROUP INC	50,000.00	46,107.83	
		OMNICOM GROUP INC	50,000.00	45,206.11	
		ONCOR ELECTRIC DELIVERY	150,000.00	141,113.16	
		ONCOR ELECTRIC DELIVERY	50,000.00	53,370.18	
		ONE GAS INC	50,000.00	45,624.16	
		ONEOK INC	100,000.00	100,893.56	
		ONEOK INC	200,000.00	215,636.20	
		ONEOK INC	100,000.00	105,668.73	
		ORACLE CORP	150,000.00	143,498.89	
		ORACLE CORP	200,000.00	188,776.14	
		ORACLE CORP	100,000.00	92,054.00	
		ORACLE CORP	100,000.00	103,370.35	
		ORACLE CORP	150,000.00	162,965.91	
		ORACLE CORP	100,000.00	97,364.13	
		ORIX CORP	80,000.00	71,721.14	
		ORIX CORP	50,000.00	48,210.55	

		OTIS WORLDWIDE CORP	50,000.00	48,754.77	
		OTIS WORLDWIDE CORP	30,000.00	28,004.98	
		OVINTIV INC	100,000.00	104,844.74	
		OWENS CORNING	50,000.00	48,359.43	
		OWENS CORNING	50,000.00	48,948.06	
		PACCAR FINANCIAL CORP	100,000.00	97,442.04	
		PACCAR FINANCIAL CORP	50,000.00	50,870.77	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC	150,000.00	157,022.85	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC	100,000.00	91,989.49	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC	100,000.00	104,647.65	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC	50,000.00	52,896.69	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC	100,000.00	110,423.80	
		PACIFICORP	70,000.00	68,170.94	
		PACIFICORP	100,000.00	104,119.60	
		PACKAGING CORP OF AMERIC	50,000.00	49,156.92	
		PARAMOUNT GLOBAL	150,000.00	149,411.58	
		PARKER-HANNIFIN CORP	100,000.00	101,529.91	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC	50,000.00	48,860.78	
		PAYCHEX INC	100,000.00	103,844.17	
		PAYPAL HOLDINGS INC	100,000.00	95,634.77	
		PAYPAL HOLDINGS INC	100,000.00	92,074.57	
		PEPSICO INC	100,000.00	98,165.34	
		PEPSICO INC	100,000.00	94,743.39	
		PEPSICO INC	100,000.00	88,173.07	
		PEPSICO INC	100,000.00	101,767.40	
		PEPSICO SINGAPORE FIN	100,000.00	100,450.81	
		PERKINELMER INC	50,000.00	43,439.10	
		PFIZER INC	100,000.00	94,066.37	
		PFIZER INVESTMENT ENTER	100,000.00	101,363.51	
		PFIZER INVESTMENT ENTER	200,000.00	204,841.74	
		PFIZER INVESTMENT ENTER	100,000.00	101,019.28	
		PHILIP MORRIS INTL INC	100,000.00	102,327.85	
		PHILIP MORRIS INTL INC	100,000.00	97,421.37	
		PHILIP MORRIS INTL INC	100,000.00	105,582.40	
		PHILIP MORRIS INTL INC	100,000.00	103,587.51	
		PHILIP MORRIS INTL INC	100,000.00	106,532.91	

		PHILIP MORRIS INTL INC	100,000.00	102,886.44	
		PHILLIPS 66	100,000.00	99,507.71	
		PHILLIPS 66 CO	50,000.00	52,027.87	
		PHILLIPS 66 CO	50,000.00	51,343.05	
		PHILLIPS EDISON GROCERY	50,000.00	51,876.70	
		PIEDMONT NATURAL GAS CO	50,000.00	45,226.85	
		PIEDMONT OPERATING PARTN	50,000.00	55,627.46	
		PILGRIM'S PRIDE CORP	50,000.00	48,427.37	
		PILGRIM'S PRIDE CORP	50,000.00	45,428.27	
		PIONEER NATURAL RESOURCE	50,000.00	44,913.40	
		PLAINS ALL AMER PIPELINE	100,000.00	96,524.15	
		PNC FINANCIAL SERVICES	100,000.00	102,633.56	
		PNC FINANCIAL SERVICES	100,000.00	102,620.67	
		PNC FINANCIAL SERVICES	200,000.00	208,758.66	
		PNC FINANCIAL SERVICES	100,000.00	89,319.97	
		PNC FINANCIAL SERVICES	100,000.00	98,770.85	
		PNC FINANCIAL SERVICES	100,000.00	107,713.23	
		PNC FINANCIAL SERVICES	100,000.00	112,808.64	
		PPG INDUSTRIES INC	50,000.00	47,661.94	
		PPL CAPITAL FUNDING INC	50,000.00	49,696.77	
		PPL ELECTRIC UTILITIES	50,000.00	50,641.34	
		PRES & FELLOWS OF HARVAR	50,000.00	50,172.55	
		PRINCIPAL FINANCIAL GRP	50,000.00	45,492.67	
		PROCTER & GAMBLE CO/THE	100,000.00	98,420.15	
		PROCTER & GAMBLE CO/THE	100,000.00	100,685.33	
		PROCTER & GAMBLE CO/THE	100,000.00	96,330.56	
		PROCTER & GAMBLE CO/THE	150,000.00	131,423.67	
		PROGRESSIVE CORP	50,000.00	48,215.78	
		PROGRESSIVE CORP	50,000.00	46,200.38	
		PROLOGIS L P	100,000.00	100,144.28	
		PROLOGIS LP	200,000.00	178,713.02	
		PROLOGIS LP	50,000.00	51,344.19	
		PROV ST JOSEPH HLTH OBL	50,000.00	46,793.83	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	50,000.00	51,237.96	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	150,000.00	139,022.37	
		PRUDENTIAL FUNDING ASIA	50,000.00	47,963.81	

		PUB SVC NEW HAMP	50,000.00	44,704.66	
		PUBLIC SERVICE COLORADO	50,000.00	43,807.10	
		PUBLIC SERVICE COLORADO	50,000.00	48,700.40	
		PUBLIC SERVICE ELECTRIC	100,000.00	93,352.19	
		PUBLIC SERVICE ELECTRIC	50,000.00	46,111.08	
		PUBLIC SERVICE ENTERPRIS	70,000.00	61,398.86	
		PUBLIC SERVICE ENTERPRIS	50,000.00	53,952.45	
		PUBLIC STORAGE	50,000.00	48,901.23	
		PUBLIC STORAGE OP CO	50,000.00	47,400.79	
		PUBLIC STORAGE OP CO	50,000.00	50,300.07	
		PUGET ENERGY INC	50,000.00	47,925.87	
		PULTEGROUP INC	50,000.00	59,191.64	
		QORVO INC	50,000.00	49,057.38	
		QUALCOMM INC	50,000.00	46,785.19	
		QUALCOMM INC	100,000.00	84,656.42	
		QUALCOMM INC	100,000.00	102,299.48	
		QUANTA SERVICES INC	50,000.00	46,715.13	
		QUANTA SERVICES INC	50,000.00	43,646.31	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	150,000.00	141,550.41	
		RADIAN GROUP INC	50,000.00	52,554.37	
		RALPH LAUREN CORP	50,000.00	47,309.23	
		RAYTHEON TECH CORP	150,000.00	130,420.71	
		REALTY INCOME CORP	100,000.00	98,734.41	
		REALTY INCOME CORP	100,000.00	95,513.48	
		REALTY INCOME CORP	100,000.00	89,600.21	
		REALTY INCOME CORP	50,000.00	50,439.28	
		REGAL REXNORD CORP	100,000.00	106,122.43	
		REGENCY CENTERS LP	50,000.00	51,157.43	
		REGENERON PHARMACEUTICAL	50,000.00	44,125.61	
		REGIONS FINANCIAL CORP	50,000.00	52,200.86	
		REINSURANCE GRP OF AMER	50,000.00	47,481.32	
		REINSURANCE GRP OF AMER	50,000.00	53,111.55	
		RELX CAPITAL INC	50,000.00	49,916.81	
		RELX CAPITAL INC	50,000.00	50,807.23	
		RENAISSANCERE HOLDINGS L	50,000.00	48,735.01	
		REPUBLIC SERVICES INC	100,000.00	102,781.60	

		REPUBLIC SERVICES INC	50,000.00	43,244.70	
		REPUBLIC SERVICES INC	50,000.00	51,488.18	
		REXFORD INDUSTRIAL REALT	50,000.00	43,553.76	
		RIO TINTO FIN USA PLC	150,000.00	154,528.59	
		RIO TINTO FIN USA PLC	50,000.00	51,379.25	
		ROGERS COMMUNICATIONS IN	50,000.00	49,161.04	
		ROGERS COMMUNICATIONS IN	50,000.00	51,109.75	
		ROGERS COMMUNICATIONS IN	70,000.00	66,090.05	
		ROPER TECHNOLOGIES INC	100,000.00	94,844.67	
		ROPER TECHNOLOGIES INC	100,000.00	87,080.97	
		ROYAL BANK OF CANADA	100,000.00	102,118.46	
		ROYAL BANK OF CANADA	100,000.00	103,433.69	
		ROYAL BANK OF CANADA	100,000.00	100,887.87	
		ROYAL BANK OF CANADA	200,000.00	204,847.38	
		ROYAL BANK OF CANADA	100,000.00	101,335.16	
		ROYAL BANK OF CANADA	100,000.00	96,792.85	
		ROYALTY PHARMA PLC	100,000.00	87,182.89	
		RPM INTERNATIONAL INC	50,000.00	50,372.87	
		RTX CORP	100,000.00	108,370.95	
		RTX CORPORATION	100,000.00	100,326.78	
		RYDER SYSTEM INC	100,000.00	102,905.17	
		RYDER SYSTEM INC	50,000.00	52,240.42	
		S&P GLOBAL INC	200,000.00	204,295.36	
		SABINE PASS LIQUEFACTION	50,000.00	50,036.81	
		SABINE PASS LIQUEFACTION	50,000.00	50,324.20	
		SABRA HEALTH CARE LP	50,000.00	45,321.42	
		SAFEHOLD GL HOLDINGS LLC	50,000.00	52,555.45	
		SALESFORCE INC	100,000.00	93,872.41	
		SAN DIEGO G & E	50,000.00	44,241.42	
		SAN DIEGO G & E	50,000.00	45,724.95	
		SANDS CHINA LTD	200,000.00	187,869.94	
		SANTANDER HOLDINGS USA	100,000.00	104,846.15	
		SANTANDER HOLDINGS USA	150,000.00	158,133.22	
		SANTANDER UK GROUP HLDGS	200,000.00	209,311.84	
		SEMPRA	50,000.00	51,683.58	
		SEMPRA ENERGY	30,000.00	29,492.86	

		SEMPRA ENERGY	100,000.00	97,340.21	
		SERVICENOW INC	50,000.00	43,970.62	
		SHELL FIN US INC	100,000.00	94,640.57	
		SHELL FINANCE US INC	100,000.00	93,677.91	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	50,000.00	49,473.50	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	50,000.00	47,712.55	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	50,000.00	50,689.61	
		SIMON PROPERTY GROUP LP	100,000.00	96,521.48	
		SIMON PROPERTY GROUP LP	50,000.00	47,044.00	
		SIMON PROPERTY GROUP LP	100,000.00	105,261.59	
		SIXTH STREET LENDING PAR	50,000.00	52,053.70	
		SIXTH STREET SPECIALTY	50,000.00	52,884.85	
		SMITH & NEPHEW PLC	50,000.00	44,734.52	
		SOLVENTUM CORP	50,000.00	52,229.66	
		SOLVENTUM CORP	100,000.00	104,934.95	
		SONOCO PRODUCTS CO	50,000.00	50,372.45	
		SONOCO PRODUCTS CO	50,000.00	44,801.04	
		SOUTH BOW USA INFRASTRUC	100,000.00	101,416.25	
		SOUTHERN CAL EDISON	100,000.00	99,289.94	
		SOUTHERN CAL EDISON	100,000.00	103,076.13	
		SOUTHERN CAL EDISON	100,000.00	106,127.91	
		SOUTHERN CALIF GAS CO	50,000.00	51,350.34	
		SOUTHERN CO	100,000.00	97,890.48	
		SOUTHERN CO	100,000.00	106,232.31	
		SOUTHERN CO	100,000.00	98,562.70	
		SOUTHERN CO GAS CAPITAL	50,000.00	43,708.10	
		SOUTHWEST AIRLINES CO	100,000.00	101,246.02	
		SOUTHWEST GAS CORP	50,000.00	47,940.42	
		SPIRE MISSOURI INC	50,000.00	50,405.79	
		SPRINT CAPITAL CORP	50,000.00	53,860.44	
		SPRINT CAPITAL CORP	50,000.00	60,946.60	
		SSM HEALTH CARE	50,000.00	50,907.48	
		STANLEY BLACK & DECKER I	50,000.00	45,614.15	
		STARBUCKS CORP	100,000.00	98,877.72	
		STARBUCKS CORP	50,000.00	51,175.26	
		STARBUCKS CORP	100,000.00	92,014.20	

		STATE STREET CORP	100,000.00	97,017.89	
		STATE STREET CORP	100,000.00	101,183.14	
		STATE STREET CORP	100,000.00	105,082.97	
		STATE STREET CORP	150,000.00	146,192.34	
		STATE STREET CORP	100,000.00	93,974.40	
		STEEL DYNAMICS INC	100,000.00	94,858.53	
		STORE CAPITAL CORP	50,000.00	43,665.11	
		STRYKER CORP	100,000.00	99,281.93	
		STRYKER CORP	100,000.00	90,375.14	
		SUMITOMO MITSUI FINL GRP	100,000.00	99,834.82	
		SUMITOMO MITSUI FINL GRP	200,000.00	189,877.80	
		SUMITOMO MITSUI FINL GRP	200,000.00	189,249.86	
		SUMITOMO MITSUI FINL GRP	200,000.00	174,769.92	
		SUMITOMO MITSUI FINL GRP	200,000.00	210,383.18	
		SUN COMMUNITIES OPER LP	50,000.00	48,198.46	
		SUNCOR ENERGY INC	50,000.00	52,323.13	
		SUTTER HEALTH	50,000.00	45,833.43	
		SUZANO AUSTRIA GMBH	150,000.00	141,358.78	
		SYNCHRONY FINANCIAL	100,000.00	100,767.68	
		SYNCHRONY FINANCIAL	100,000.00	103,872.69	
		SYNOPSYS INC	150,000.00	153,493.84	
		SYNOPSYS INC	50,000.00	51,210.66	
		SYSCO CORPORATION	50,000.00	51,698.70	
		SYSCO CORPORATION	100,000.00	89,130.78	
		SYSTEM ENERGY RESOURCES	50,000.00	52,143.78	
		T-MOBILE USA INC	200,000.00	198,934.00	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	95,340.83	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	101,985.91	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	94,279.26	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	98,414.80	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	90,897.62	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	89,403.93	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	102,805.23	
		T-MOBILE USA INC	100,000.00	101,774.66	
		TAKE-TWO INTERACTIVE SOF	50,000.00	51,995.80	
		TAKEDA PHARMACEUTICAL	200,000.00	204,840.36	

		TAMPA ELECTRIC CO	50,000.00	45,494.00	
		TANGER PROPERTIES LP	50,000.00	44,895.75	
		TAPESTRY INC	50,000.00	45,029.20	
		TARGA RESOURCES CORP	100,000.00	101,695.49	
		TARGA RESOURCES CORP	100,000.00	105,717.17	
		TARGA RESOURCES PARTNERS	100,000.00	94,549.34	
		TARGET CORP	100,000.00	93,387.63	
		TARGET CORP	50,000.00	50,313.73	
		TD SYNEX CORP	50,000.00	44,732.34	
		TELEDYNE TECHNOLOGIES IN	50,000.00	47,713.81	
		TELEFONICA EUROPE BV	60,000.00	69,477.18	
		TELUS CORP	50,000.00	46,037.70	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	100,000.00	93,821.94	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	100,000.00	90,338.42	
		TEXTRON INC	50,000.00	49,530.74	
		TEXTRON INC	50,000.00	53,775.70	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC	100,000.00	101,763.07	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC	100,000.00	103,713.61	
		TJX COS INC	50,000.00	49,807.74	
		TOLL BROS FINANCE CORP	50,000.00	49,062.13	
		TORONTO-DOMINION BANK	100,000.00	97,171.21	
		TORONTO-DOMINION BANK	100,000.00	98,257.41	
		TORONTO-DOMINION BANK	100,000.00	101,219.97	
		TORONTO-DOMINION BANK	100,000.00	102,403.36	
		TORONTO-DOMINION BANK	50,000.00	49,537.77	
		TORONTO-DOMINION BANK	100,000.00	104,534.17	
		TORONTO-DOMINION BANK	100,000.00	99,678.09	
		TOTALENERGIES CAPITAL SA	100,000.00	100,072.42	
		TOTALENERGIES CAPITAL SA	50,000.00	51,807.85	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	101,671.92	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	101,551.75	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	101,979.08	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	103,477.36	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	97,031.21	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	106,185.41	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	87,106.06	

		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	100,000.00	101,333.26	
		TRACTOR SUPPLY CO	50,000.00	44,017.90	
		TRANE TECH FIN LTD	74,000.00	73,371.10	
		TRANSCANADA PIPELINES	100,000.00	96,898.13	
		TRANSCONT GAS PIPE LINE	50,000.00	49,982.65	
		TRIMBLE INC	40,000.00	42,784.58	
		TRUIST FINANCIAL CORP	100,000.00	101,675.76	
		TRUIST FINANCIAL CORP	100,000.00	108,692.84	
		TRUIST FINANCIAL CORP	100,000.00	102,733.47	
		TRUIST FINANCIAL CORP	50,000.00	49,618.37	
		TRUIST FINANCIAL CORP	100,000.00	107,440.60	
		TRUIST FINANCIAL CORP	100,000.00	105,685.65	
		TSMC ARIZONA CORP	200,000.00	194,930.18	
		TUCSON ELECTRIC POWER CO	50,000.00	43,777.82	
		TYCO ELECTRONICS GROUP S	50,000.00	44,647.08	
		TYSON FOODS INC	50,000.00	49,472.40	
		TYSON FOODS INC	50,000.00	52,392.41	
		UBER TECHNOLOGIES INC	50,000.00	50,349.80	
		UBER TECHNOLOGIES INC	50,000.00	49,783.80	
		UBS AG STAMFORD CT	250,000.00	270,155.25	
		UDR INC	100,000.00	92,096.55	
		UNILEVER CAPITAL CORP	100,000.00	102,843.39	
		UNILEVER CAPITAL CORP	200,000.00	176,454.50	
		UNION ELECTRIC CO	100,000.00	95,535.40	
		UNION PACIFIC CORP	130,000.00	128,816.31	
		UNION PACIFIC CORP	100,000.00	91,314.11	
		UNITED PARCEL SERVICE	80,000.00	75,496.13	
		UNITED PARCEL SERVICE	100,000.00	102,488.31	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	100,000.00	98,588.70	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	99,507.33	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	102,037.93	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	99,832.90	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	50,000.00	51,435.56	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	89,781.31	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	98,315.51	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	104,070.90	

		UNITEDHEALTH GROUP INC	100,000.00	101,144.87	
		UNIVERSAL HEALTH SVCS	50,000.00	50,030.98	
		UNIVERSAL HEALTH SVCS	50,000.00	45,006.18	
		US BANCORP	100,000.00	102,840.45	
		US BANCORP	100,000.00	101,275.40	
		US BANCORP	100,000.00	104,281.37	
		US BANCORP	250,000.00	265,902.12	
		US BANCORP	100,000.00	106,107.84	
		US BANCORP	100,000.00	86,422.30	
		VALE OVERSEAS LIMITED	100,000.00	105,609.30	
		VALERO ENERGY CORP	100,000.00	90,438.68	
		VALERO ENERGY PARTNERS	30,000.00	30,237.90	
		VENTAS REALTY LP	50,000.00	50,673.06	
		VENTAS REALTY LP	50,000.00	44,726.94	
		VENTAS REALTY LP	50,000.00	52,073.02	
		VERALTO CORP	50,000.00	51,713.85	
		VERISIGN INC	50,000.00	45,142.45	
		VERISK ANALYTICS INC	50,000.00	53,161.82	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	95,317.48	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	100,831.70	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	87,538.55	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	88,062.84	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	90,993.56	
		VERIZON COMMUNICATIONS	200,000.00	174,908.54	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	98,428.03	
		VERIZON COMMUNICATIONS	100,000.00	101,498.86	
		VIATRIS INC	50,000.00	45,139.46	
		VICI PROPERTIES LP	100,000.00	101,384.72	
		VICI PROPERTIES LP	50,000.00	50,355.88	
		VIRGINIA ELEC & POWER CO	50,000.00	49,794.85	
		VIRGINIA ELEC & POWER CO	70,000.00	62,026.11	
		VIRGINIA ELEC & POWER CO	50,000.00	51,636.63	
		VISA INC	50,000.00	49,017.94	
		VISA INC	100,000.00	92,126.62	
		VMWARE INC	100,000.00	100,750.89	
		VMWARE INC	50,000.00	50,737.93	

	VONTIER CORP	50,000.00	45,558.29	
	VULCAN MATERIALS	50,000.00	48,313.82	
	WABTEC	60,000.00	60,859.15	
	WALMART INC	100,000.00	97,156.34	
	WALMART INC	100,000.00	93,669.22	
	WALMART INC	100,000.00	99,086.23	
	WALMART INC	100,000.00	102,347.86	
	WALT DISNEY COMPANY/THE	150,000.00	139,371.82	
	WALT DISNEY COMPANY/THE	150,000.00	139,891.48	
	WASTE CONNECTIONS INC	50,000.00	47,041.84	
	WASTE CONNECTIONS INC	50,000.00	48,896.52	
	WASTE MANAGEMENT INC	50,000.00	51,525.78	
	WASTE MANAGEMENT INC	50,000.00	46,636.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	100,000.00	86,764.38	
	WASTE MANAGEMENT INC	100,000.00	102,641.19	
	WEC ENERGY GROUP INC	70,000.00	65,920.77	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	100,420.38	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	99,085.45	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	198,077.72	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	194,235.64	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	101,274.85	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	207,625.78	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	106,106.48	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	93,060.80	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	100,736.76	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	185,561.42	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	101,337.56	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	207,229.82	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	209,411.78	
	WELLS FARGO & COMPANY	200,000.00	221,454.44	
	WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	103,983.63	
	WELLTOWER INC	50,000.00	46,268.81	
	WELLTOWER INC	100,000.00	90,619.18	
	WELLTOWER OP LLC	50,000.00	50,136.73	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT	100,000.00	105,458.75	
	WESTINGHOUSE AIR BRAKE	50,000.00	52,265.03	

小計	WESTPAC BANKING CORP	100,000.00	103,383.87	
	WESTPAC BANKING CORP	150,000.00	155,786.11	
	WESTPAC BANKING CORP	100,000.00	98,070.36	
	WESTPAC BANKING CORP	50,000.00	51,151.97	
	WESTPAC BANKING CORP	100,000.00	89,412.09	
	WEYERHAEUSER CO	50,000.00	49,576.37	
	WEYERHAEUSER CO	50,000.00	49,457.73	
	WILLIAMS COMPANIES INC	50,000.00	49,640.80	
	WILLIAMS COMPANIES INC	100,000.00	102,168.14	
	WILLIAMS COMPANIES INC	50,000.00	45,404.70	
	WILLIAMS COMPANIES INC	100,000.00	99,360.45	
	WILLIS NORTH AMERICA INC	30,000.00	28,450.12	
	WISCONSIN ELECTRIC POWER	50,000.00	51,241.78	
	WOODSIDE FINANCE LTD	50,000.00	51,508.09	
	WOODSIDE FINANCE LTD	50,000.00	51,851.46	
	WOODSIDE FINANCE LTD	50,000.00	49,205.76	
	WORKDAY INC	100,000.00	98,703.84	
	WP CAREY INC	50,000.00	44,726.57	
	WRKCO INC	50,000.00	51,131.99	
	WRKCO INC	50,000.00	48,637.54	
	WRKCO INC	100,000.00	88,592.97	
	XCEL ENERGY INC	100,000.00	87,947.60	
	XCEL ENERGY INC	50,000.00	49,641.58	
	XYLEM INC	30,000.00	28,684.77	
	YALE UNIVERSITY	50,000.00	51,242.71	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS	100,000.00	89,859.52	
	ZOETIS INC	100,000.00	90,933.88	
	銘柄数：1,356	123,330,000.00	121,895,145.59	
			(18,070,955,333)	
	組入時価比率：98.4%		100.0%	
	合計		18,070,955,333	
			(18,070,955,333)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 9 月 7 日現在
----	------------------

	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	7,396,685	—	7,409,275	△12,590
米ドル	7,396,685	—	7,409,275	△12,590
合計	7,396,685	—	7,409,275	△12,590

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1－10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

2025年9月30日現在

I 資産総額	34,533,150,593円
II 負債総額	17,415,101,877円
III 純資産総額（I－II）	17,118,048,716円
IV 発行済口数	21,830,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	784.15円

（参考）米国投資適格社債1－10年インデックスマザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	18,488,432,596円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	18,488,432,596円
IV 発行済口数	10,457,032,981口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7680円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025 年 10 月末現在、17,180 百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

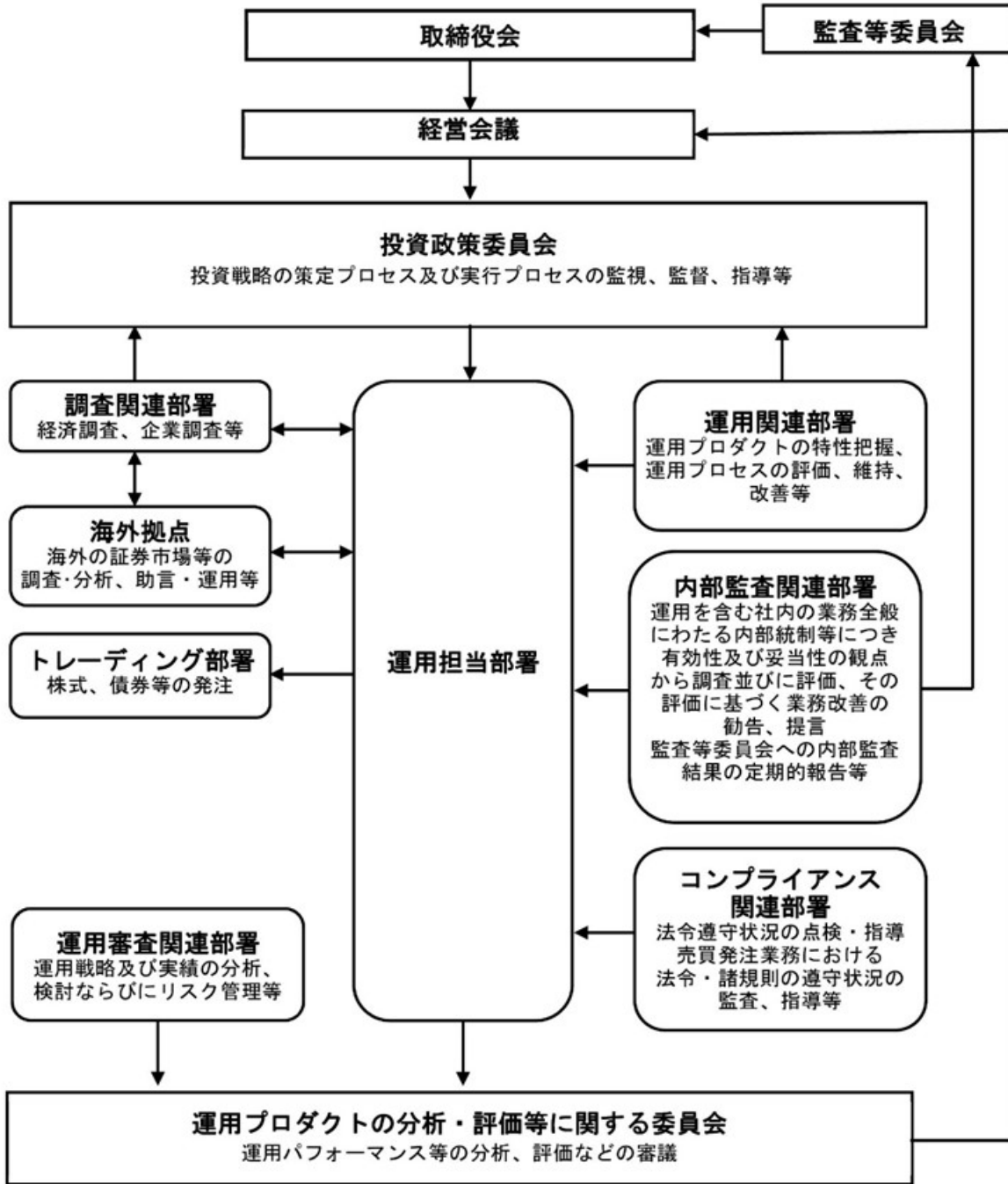
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 9 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	901	62,445,335
単位型株式投資信託	131	757,692
追加型公社債投資信託	14	7,162,815
単位型公社債投資信託	373	618,316
合計	1,419	70,984,159

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
經常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		－	
関係会社株式評価損		490		－	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	－	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計	
						繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 （企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- 2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 38,115 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 7,400 円 |
| 基準日 | 2025 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2025 年 6 月 30 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注 1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に 308 百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (※1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (※1)	128,100		
							借入金利息 (※1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (※1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (※1)	3,081		
							貸付金利息 (※1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (※2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(※2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額	13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益	7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円		損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円	
普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円		普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債 (1-10 年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国投資適格社債 (1-10 年) インデックス (円ヘッジ・円ベース) (以下「対象指数」といいます。) に連動する投資成果 (基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。) を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。なお、債券先物取引等のデリバティブ取引、外国為替予約取引および上場投資信託証券を利用することができます。

(2) 投資態度

① この信託は、マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

② 運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

③ 対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、債券先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券 (ETF) の組入れを行なうことができます。また、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権 (転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り) を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行ないません。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1・10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型 上場投信 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② この信託は、ブルームバーグ米国投資適格社債（1・10 年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）を対象指数（以下「対象指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 1,000 円とします。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 51 条第 1 項、同条第 2 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。

（金融商品取引所への上場）

第 5 条 委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。以下本条、第 47 条第 2 項、第 51 条第 2 項および第 52 条第 1 項において同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（用語の定義）

第 6 条 この信託約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
2. 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

3. 「配当等収益」とは、受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。

4. 「経費」とは、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）ならびにその他の費用の合計額をいいます。

（有価証券との交換の取扱い）

第7条 受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第8条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の分割および再分割）

第10条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については同条同項において信託された金額を同条第2項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第39条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第12条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、

受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第 10 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 13 条 受託者は、第 39 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、2019 年 6 月 28 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。

② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に 100.10%以内の別に定める率を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 3 号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）
3. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相

当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数(前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。)を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下第47条第2項、第51条第2項および第52条第1項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第23条、第24条、第25条及び第29条に定めるものに限り、）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国投資適格社債1・10年インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証

書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの

11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第14号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 19 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 33 条において同じ。）、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 27 条、第 28 条、第 31 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 27 条、第 28 条、第 31 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(追加信託金)

第39条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.10%以内の別に定める率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金および信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年3月8日から6月7日まで、6月8日から9月7日まで、9月8日から12月7日までおよび12月8日から翌年3月7日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2019年12月7日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第27条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の27以内で委託者が定める率を乗じて得た額
2. 第27条に規定する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

② 受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

③ 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは、別に定めるところによるものとします。

④ この信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第2項の会員等から支払います。

⑦ 一部解約金（第50条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第50条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第50条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

③ 受託者は、前各項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 50 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2019 年 10 月 1 日以降、委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 4 号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

1. 解約申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 解約申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

3. （削除）

4. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.10%以内で委託者が別に定める率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の

停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(受益権の買取り)

第52条 販売会社は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

② 前項の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

③ 販売会社は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に

定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること

ができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求権）

第58条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第51条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 61 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 29 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 29 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2019年6月26日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 信託約款第5条第1項の別に定める金融商品取引所は次の通りとします。
東京証券取引所
2. 信託約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。
3. 信託約款第14条第1項の別に定める一定口数は、「1万口以上かつ1万口の整数倍」とします。
4. 信託約款第14条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。
5. 信託約款第14条第2項の別に定める率は、「100.10%」とします。
6. 信託約款第14条第3項および第50条第2項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
7. 信託約款第39条の別に定める率は、「100.10%」とします。
8. 信託約款第47条第3項の別に定める手続は、原則次の通りとします。
 - ①信託約款第47条第3項の受益権は、信託約款第47条第2項の会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - ②信託約款第47条第2項の会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記①の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
 - ③信託約款第47条第2項の会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記①の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。
9. 信託約款第50条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。
10. 信託約款第50条第1項の別に定める一定口数は、「1万口以上かつ1万口の整数倍」とします。
11. 信託約款第50条第5項の別に定める率は、「0.10%」とします。

(米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。

② ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利

用は行ないません。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国投資適格社債 1・10 年インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項および第 47 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条、第19条及び第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国の者の発行する証券または証書で、第 4 号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 8 号の証券または証書の性質を有するもの

11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）

15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 14 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに

外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと

します。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成31年4月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第42条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面を

もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第52条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係

る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成30年4月6日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社